

平成19年度 第9回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年11月15日（目）9:02～12:10

場 所：北海道労働委員会会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、林委員、宮田委員、山本委員
（事務局）井筒地域主権局次長、
阿部経済部観光のくにつくり推進局参事、
石崎企画振興部新幹線・交通企画局参事、
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事

○井筒地域主権局次長：

それでは定刻を過ぎておりますが、第9回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

会長よろしくお願いたします。

○井上会長：

おはようございます。朝早くからご参集いただきまして、また、雪が舞い散る中でですね、朝早くお見えになって、ご参集いただきましてありがとうございます。

今日の会議を早速始めさせていただきますが、一応確認ということで、前回の委員会では、当面の審議案件ということで、前回と今回の委員会で審議する案件について、事務局の整理案に基づいて審議し、第6回委員会で特区提案によらなくても対応可能なものということで整理された、都市再生緊急整備地域の指定を地方自治の検討項目に加えるということにいたしました。その後、分野別の審議に入り、土地利用に関する案件を除いた環境の4つの案件について検討し、更に論点整理が必要とされた、バイオ燃料に関する案件を除く他の案件、森林審議会、人口林資源、そして循環型社会については、答申に向けて固めていくということで、更に検討することにいたしました。

それで、本日の議題でありますけれども、お手元に会議次第ということで配布されておりますけれども、2議事、(1)ということで、分野別審議についてということで、始めさせていただきますと思います。

それで本日は、分野別審議の2回目ということになります。積み残しております、環境のうちの土地利用に関する案件と、そして大きなジャンルで観光及び地方自治に関する案件について、前回同様、住民の皆さんからいただいている提案と、それに関連する関連提案とを組み合わせながら、検討していくということにしたいと思っています。

その中で地方自治については、事前に事務局に確認しておりますけれども、関連案件の⑧地方自治法規律密度と⑩の緊急自動車については、もう少し検討に時間がかかるということでありましたので、また、⑦広域中核市についても、参考人の選定にも時間が必要ということ、更に⑨町内会事業法人制度についても、前々回の委員会議論を踏まえると、参考人意見を聞いた上で検討する必要があるのではないかとということでありましたので、本日の集中的に行う審議は、地方自治に関しては、主に都市再生緊急整備地域の指定が中心になるということになります。

それでこれからですね、皆さん方に配布されている資料に基づき、今私が申し上げま

したのは、資料1に基づいてお話申し上げましたけれども、上の方から、土地利用、環境をテーマにした土地利用ということで、事務局の説明を伺った後にですね、審議をしたいと思っております。

ただ1点だけですね、皆さん方、これはとりわけ事務局だな、にお願いしておきたいと思うのはですね、前回貴重な時間をとって、道庁のほうの当該部署からお見えいただいて、極めて詳細な説明等々をいただいたんですが、結局、提案はしないということがありました。つまり、前回の会議の一番最後のところで、委員の1人から提案がありましたけれども、やはり貴重な時間を有効に使うという観点では、最初からあげないということがおおよそ見えてるものは、なるべく簡単にやるとか、あるいは先送りにするということが、やるべきではないかというような話がありましたので、その辺りのところを踏まえてですね、今日その種の案件があるかどうかわかりませんが、効率的にやっていきたいと思うんですね。この委員会はもう、毎回3時間が当たり前になってきてますけど、できるだけ効率的に、他の委員会のように2時間ぐらいで終わるように、していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中地域主権局参事：

はいそれでは、資料に沿いましてご説明いたします。

お手元の資料、横表、資料2、大きなA3版でございます。それと、資料3、関連提案の検討状況という横表。あと資料4ということで、この3点を中心にご説明に入りたいと思います。

それではまず資料2、環境の土地利用の関係でございます。

道民提案49番、農地転用許可等の権限移譲、また50番、保安林に関する権限移譲という道民提案がございます。事実関係でございます通り、4ヘクタールを超える農地転用は大臣の許可が必要と。2ヘクタール超は当分の間大臣協議が必要と。また、保安林の指定・解除につきましては、事実関係、表にあります通り、重要流域につきましては農水大臣が直接行っておるという点でございます。これらの権限移譲につきまして、道民提案が出ております。

それでは早速ですが、資料3、1ページをめくってください。併せまして資料の4、1ページを開いていただければと思います。

それではまず資料の4、縦長の資料の4から入りたいと思います。

国土利用の規制権限等の一括移譲ということで、現状で申し上げますと、土地利用につきましては、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画と。それでこの中で、5地域区分というのがございます。そしてそれは、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域と。これら5地域につきましては、それぞれ都市計画法、農振法など個別法によりまして、方針・計画策定、国の関与などがございます。

課題といたしましては、土地の利用及び保全に関する権限、基本的に都道府県の権限とすべきということで、1つには許可等の権限が一部国に残ってるものがあると。もう1つは関係大臣の協議や同意など、国の関与があるという点が課題でございます。

それで方向性といたしましては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的な枠組みを法律で定めるということで、大枠を定め、基本的には広域的・総合的行政主体である北海道に権限を移すなどしてほしいということでございます。

提案に向けたイメージとしては、①、先ほど申しました国土利用計画法の関連で、いろいろ法律が、都市計画法、農振法、農地法などなどございます。これらにつきまして、国への協議・同意の一括廃止という点が1点。2点目といたしましては、農地転用の許可や保安林の指定等に係る国の権限の移譲。これは先ほど申しました、現行の表にござ

います通り、4ヘクタール超の農地転用の権限、また、重要流域に係る民有保安林の指定・解除の権限について、権限移譲してほしいという2点でございます。

それで、この前の委員会で宮田委員のほうから宿題が出ておりました、いわゆる権限と予算とはどういう関係があるのかという点でございますが、これに関連いたしましてはこの①の国の同意を要する協議と、そういった関与がどのようになっているかという点、口頭で申し上げますと、地方自治法245条の3、関与の基本方針というのがございまして、基本的には国は同意などをなるべくやらないようにしましょうとなっております。しかしながら、かつて、地方分権推進計画の同意の考え方といたしまして、国が同意を求める場合につきましては、法令に基づき国がその内容について財政上、または税制上の特例措置を講ずるものなど、いわゆる国の税財政の措置がある時に同意というのもやむを得ないかといったものが、分権計画のほうで出ておるという点でございます。ただ、今回の例えば農地転用の権限と予算の関係につきましては、関係がございません。

それで、資料の4、めくっていただきますと、2ページでございます。

土地利用の区域決定に関する国の関与の例ということで、いろいろ個別法に基づきまして、例えば、国土利用計画法であれば土地利用基本計画、都市計画法であれば都市計画地域の整備・開発及び保全の方針、農振法等も、こういういわゆる方針とかマスタープランについて、一応横に並べてございます。それで、国の関与の形態といたしまして、同意を要する協議、また、単なる協議と。一応大きく2つに分かれてございます。それでその中で、見ていただきますと、協議+同意、それぞれ農水大臣なり国交大臣なりのこういう手続きが必要と。逆に言うと、協議+同意につきましては、大臣に協議するんですけども、その時に、内書きに書いてますけれども、更にまた協議を受けた大臣がまた関係大臣と協議をしていくということで、そういう窓口的な機能を持ってございます。そのような形で横に並べるとこのような関与の例があると、必ずしも全部ここに拾い上げてございません、注書きに書いてございますが。

それで、これらを更にまたちょっと分けていきますと、例えば次の3ページでございます。都市計画法を例にとりますと、都市計画区域の指定・変更につきましては、国交大臣の協議+同意が必要といったもの。あと区域区分の決定等に当たりましては、やはり国交大臣なんですけども、更に協議をせんといかんのが農水大臣とか、あとまた意見聴取として経産大臣、環境大臣、厚労大臣と。こんなような仕組みになって、一応並べてみるとこうなります。

めくって4ページでございます。

4ページは、農地転用や開発行為の許可。先ほど申しました縦表の②に該当するところでございます。現在、個別の土地に関する制限で国に残ってるものといたしましては、農地法、農地転用の許可、農地法4条、5条でございます。これは4ヘクタールを超えますと農水大臣の許可が必要と。更に当分の間、附則第2条におきまして、2ヘクタールを超える分につきましては、当分の間、農水大臣との協議が必要という形になってございます。

あと森林法でございます。保安林の指定・解除につきましては、重要流域につきましては農水大臣の許可、いわゆる許可権者が大臣ということになっておりまして、あとそれ以外につきましては、協議+同意というのがございます。

こういったことで、一応マスタープランと線引きとかそういうものに対する国の関与と、今見ていただきました国に権限が残っているものを、北海道に移してほしいと。性格的には2つに分かれるかと思っております。

それで、5ページ以降は参考資料として付けております。これは例えば国土利用計画法、国の関与の具体例と書いてございますが、一番右側都道府県、国、国の関与、都道

府県と分けておりますが、都道府県、第9条、都道府県は当該都道府県の区域について土地利用基本計画を定めるものとする。それでその場合、第9条第10項によりまして、国交大臣に協議し、その同意を得なければならないと。だいたい基本的にはこのような法の仕組みになってございます。

その後めくっていただきまして6ページ、7ページ、8ページ。

8ページ、農地法がございまして、国の関与の具体例、8ページ。都道府県、農地法第4条、農地転用の制限。農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。それで、同じく4条の中で、ただしその者が4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農水大臣の許可が要ると。法文上このような形になってございます。それで附則の第2条で、都道府県知事は当分の間、あらかじめ2ヘクタールを超える農地を農地以外に転用する場合には、協議をしなければならないといった法の規制がございまして。

あと9、10、11と法令ですので、後ほど見ていただければと思います。

それで12ページでございまして。

資料4、12ページ。地方分権に対する国の意見についてということで、これは平成8年の資料でございまして、国がなぜいろいろ関与とか許可を行うかという点について、基本的考え方としましては、国の主張、全国的な整合性・統一性を確保する、全国的規模・視点が必要だと。これにつきましては、全国知事会といたしましては問題点としまして、従来こういった名目で国の事務とすべきとの主張が安易になされてきた、こうした抽象的な議論ではなく、真の必要性を検討すべきと。それで、財産権の制限がございまして、必要な最小限度の統一性・公平性について、基本的な枠組みを法律で規定すれば足りるといった主張。

また広域的調整、これは基本的には地方団体間相互の調整と。ただ北海道の場合は1つで完結しておりますので、ここのところはまさに広域団体というふうに考えてございます。

また、国の政策方向との整合性の確保、食料安定供給といったものを例にとっておりますが、例えば食料安定供給という国の政策につきましては、必要があれば、例えば国が地域ごとの食糧供給の目標を示すことで足り、1件1件農地の転用について許可とか、こういったことをやる必要があるのかという点がございまして。

そういった点で、全国知事会におきましてもかつてから懸案となっておりました、特に農地転用とか保安林の指定・解除の案件が出てございます。

それで13ページ以降は、今年、19年3月、地方六団体地方分権改革推進本部が出ております、各行政分野の事務事業調査の結果ということで、例えばこれは都市計画、上に、区分欄に書いてますけれども、都市計画手続につきまして、国・地方の役割分担、義務付け、関与、二重行政、財源措置とありまして、今後あるべき姿に基づきどうするかと、例えば都市計画であれば、地域の実情に対応したまちづくりを自らできるようにしていきたいという形が書いてございます。それでこれも大冊になりますので、次の14ページ以降、説明を省略させていただきますが、それぞれこのような形で知事会の大きな目玉ということでございまして。

それで18ページでございまして。

資料4の18ページですが、農地法第4条第2項、農地転用許可基準というのが、平成10年の法改正で、新たに追加されました。これは農地法4条、農地法施行令、施行規則と3段表にしてございまして、農地法第4条第2項、前項の許可、先ほどの農地転用の許可でございまして、次の場合にはすることができないとしたうえで、まず下から3行目、その他政令で定める相当の事由があるときは、この限りではないと。というこ

とで、どのような場合に許可できるかというのが、法令で逐一規定されてございます。その中で、いろいろ、これ右端に付けておりますのが、農地転用許可基準の制定についてということで、昭和34年の国の通達でございます。基本的にはこの通達に基づいて指導していたものを、平成10年の農地法の改正に当たりまして、法律、政令、施行規則に引き上げた。いわゆる通達の引き上げ、通達の法令化と言われておりますが、そのような形で国は過去の通達をかなり忠実に法令化していったという点でございます。従いまして、非常にかんじがらめにかというか、基準がこれまで通達だったんですが、このような形で法令でがちがちに規定されておまして、そういう意味では、こんだけ定めてればあまり裁量の余地が逆はないといった見方もできるなと思っております。

それで、19、20…とちょっと進んでいただいて、23ページでございます。

23ページは、ちょっと細かくて恐縮でございますが、23ページの下から2つ目のマスのところで、点々の中ですけども、第5条の12第2号イ、ハ又はニに掲げる、施設の周囲おおむね500メートル、当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占めるなんたらかんたらが40パーセントを超える場合にあっては、そうなるまで、何と言うんでしょうか、円の半径を延長した時の…短い距離の区域と。それでこれは何かというと、通達、右側を見ていただきますと、鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所とか、そういった公共施設から近距離にある地域の農地は転用してもいいですよ。ただその時が、この場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超える時は、40%になるまで1キロを限度として近距離とみなすと。要はこの、全国一律にこのような、どこでもここでも1キロという、半径500メートルの円を描くわけですね、こういったものが通達で来てたんですが、法令への引き上げということで、このように法令化されておるといって、かなり、そのような状況でございます。

それで、めくっていただきまして25ページには、参考までに通達、34年の通達及び44年の通達につきまして、農地転用許可基準、通達ベースと書いてますけれども、全文を一応性質別に区分して入れてございます。後ほど見ていただければと思います。

それで最後、30ページでございます。

前回宿題となっております、山本委員からの宿題でございますが、大臣転用、6件実績があるといったがどんなものがあるんでしょうかというのを30ページに付けております。見ていただきますと、火山灰の採取のためとか、植林とか、養鶏場、防風林、あと工場用地ということで、対象面積と、一応入れてございまして、このような実績でございます。

土地につきましては以上でございますが、すみません、資料3。

それでそのようなことを、恐れ入ります、横表の資料3、1ページに整理というか、入れております。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

いろんな資料が出てきましたので、一応確認しておきますけれども、番号の若い順からいけば、今議論してるのは資料の1のですね、大きなテーマ環境というところの、分類で言えば2番目に当たる土地利用のところ。これを道民の皆さん方から、これ49、50というナンバーがふってありますけれども、提案をいただいている。その部分が具体的に出てくるのは、資料の2の最初のページであります。

そこでは、これは例えば、事実関係の整理、あるいは実現した場合に考えられるメリット・デメリットという形で、論点が事務局のほうで整理を願っています。それでこの

辺りのところは、資料の2の一番左上のほうに、特区提案として検討すべきものという形で付記されておりますけれども、この委員会では、例えばこの49、50を特区提案として検討することにするか、あるいは特区提案によらなくても実現可能なのかという2分類で、大きく振り分けてきました。ですから、先ほど事務局のほうから説明があった時に、宮田委員から宿題が出てましたがとか、山本委員から宿題が出てましたがというふうに言われたのは、こういったことの振り分けの作業をする中で、いくつか疑問点として出されたものであったというふうに理解しております。

そしてこのところの49、50の裏側にあるのが、資料の2の個票ということで、個票番号が資料の2にもたくさんふってありますけれども、この49、50というのは、かなりの、複数のですね、道民の方々から、複数の道民の方々からと言うのが正しいのか、道民の方々から複数のというですね、言い方が正しいのかわかりませんが、かなり似ているので、同一の方もおられるんだろうと思いますが、他の案件に比べると、かなり意見として出てきていたということで、これは前回あるいは前々回の時にですね、是非特区提案として検討していこうということになったし、またその後の議論の中で、できるだけですね、11月末あるいは12月の初めの知事への第2次答申に取り込んでいこうというような形になったと理解しております。

それで資料の3というのが、これは道民の方々あるいは私どもがここで、これまで議論してきた中でですね、今申し上げたように、第2次答申というところに盛り込んでいければということで考えていた部分を、どういう形で整理できるのかということ、事務局にお願いしてですね、関連法規等々の絡み合いの中から、何をどういう形で第2次答申に織り込んでいけるのかという形で、整理してもらったものであります。

そして資料の4というのは、それらを裏付ける関連法規等々について、論点が整理されてるというふうに理解しております。

それで、今の事務局の説明を受けてですね、基本的には資料の3をどういうふうに扱うかということ、最後のところはいくわけですが、説明の中でご意見、ご質問があったら、今の段階でお出しただけであればというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

あのちょっと、ご意見出てくる前にあれなんです、今、資料の3の国土利用規制権限等々の一括移譲ということで、③というのが、最初の2ページ目と言いますかね、に書かれてありますけれども、今回、土地利用というのを極力あげていこうという形では、とりあえずの意見の集約というのはできてると思うんですが、ここにある部分というのは、これはあまり立ち入った部分ではなくて、どちらかという、シンプルなと言うか、少し突っ込み不足の感がないわけでもないけれども、一応こういうような形、特に全国知事会等々の意見等々も踏まえた上で、あるいは地方分権に関わる各種の委員会での意見等々を踏まえて、今回はこういうことをあげていってということだろうと思っておりますけれども、その辺りこの表に基づいて若干の説明を加えていただければありがたいと思うのですが。

○田中地域主権局参事：

資料3の2枚目というか、1ページ目でございます。

全国知事会の意見ということで、農地等に関する権限移譲、あと都道府県に属する権限への国の関与の廃止を求めるべきとの、これ平成6年から知事会の中で頻りに議論されております。ただ、なかなか全国ベースで議論しても、なかなか進展がなく、最近出されております分権の中間報告でも、特に大臣に残っている権限移譲という話がピックアップされ、クローズアップされております。

それで、権限移譲をすべきということで、市町村からの意見も出てきておると。それでこれは前回も申し上げましたが、なかなか市町村のベクトルとして、もう少し土地規制を緩めてほしいという声もあるわけですが、一応北海道といたしましては、食料自給率、今24.2%を目指しましてやっけていく中で、農地等の規制はきっちりやっけていきたいということで、国の、いわゆる45%を目指す自給率に比べますと、北海道は今でも約200%いっておりますので、そういうことは、農地転用につきましては、北海道に任せてほしいという気持ちでございます。

そうした中で、先ほど、検討状況でございますが、国は基本的枠組みを法律で定めるに止め、相互に関連する権限の北海道への一括移譲、国の関与の縮小という立場での検討を進めてまいりました。その時に、先ほど農地法の4条第2項で見ていただきましたように、国が通達の引き上げ等によりまして、非常に法律上がちがちに基準が決まっておるものですから、だとすれば、あえて国が逐一、直接権限を、水道法と同じように、面積とかまた重要森林といった基準で、国と道に権限を分けてるのはいかがなものかという問題意識でございます。

ただ一方、検討状況2つ目の○ですが、国土利用の規制権限は都道府県の権限と。ただし、関係大臣の協議・同意の国の関与については廃止すべきと。これは知事会自体もそのような立場にはあるんですけども、実は先ほど地方分権推進計画の同意の考え方ということで、いろいろ計画策定にあたります補助金とか、そういったものがある中で、国がそういう予算要求とかの関係で関与をするといった点を、どのように扱うかということにつきまして、ちょっとまだ、その点についてはちょっと、何の権限で国が協議を受けて、それが予算上どのように反映するかという点につきまして、正直申しましてなかなか時間を要しておることがあって、資料3はちょっと総論的な書きぶりになってございます。

以上でございます。

○井上会長：

委員の皆さんから、ご意見等々頂戴したいと思うのですが。いかがでしょうか。よろしいのではないのでしょうかという意見もありましたが。宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

今の出てる、遊休のですね、農地の転用許可だとか、保安林に関しては、これ道内、道で権限を持って、いろいろと取り組ませていただくということで、僕はいいと思うんですけども、その他のですね、都市整備だとかね、やっぱり国からの予算で中心市街地の活性化とか、ちょっと大がかりにかかるところで、予算措置が必要となってくるようなものに関してのところはですね、すごく気がかりなところもあるんですけども、今回出てるような分野に関する権限移譲であればですね、これはもう積極的に進めて構わないのではないのかなと思っておりますけども。

○井上会長：

事前に資料等々は、委員の先生方には配布してあるんだと思うんですが、かなりボリュームのあるのをですね、多分私の理解では、昨日か、あたりにば一っとメールか何かで投げたんだろうと思って、これだけのものを十分にですね、咀嚼するという事は、かなり至難の業ではないかというふうには思ったりもします。ただ、今私はシンプルな

とか総論的などというふうに言いましたけれども、委員の何人かの先生からは、宮田委員のところも含めてですね、これでよろしいんじゃないかというような話もありました。ただですね、これは事務局に今度お出しいただく時にお願ひしておきたいのですが、もう少し具体的に、いずれにしても答申に出す時には具体的にやっていかなければいけないので、これを出していただいた時にもう一度きちんとですね、審議をさせていただくということにさせていただきたい。率直に言えば、これで何をやれるのかというのがよく見えない部分と、あと1つは、資料の2の中、あるいは個票の中を見ても、オリジナルなどと言いますか、道民の皆さん方からいただいている提案のぎりぎりのところというのは、特に農地転用だとか、今宮田委員が言及された保安林等々、これは前回、前々回でも議論したと思うんですが、特に農地の転用についての話が、やっぱりポイントだろうと思うんですね。ですからその部分の個別のところについては、これはもう少し先に、戦略的などという言い方をしてもいいと思うんですが、後ろのほうに持って行く。ただ今回の場合は、総論的などということであっても、次回きちんと答申案というような形でまとめていただいて、そこで改めて追加的な審議をさせていただくということで、よろしいですか。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

そういうまとめ方ですと、ちょっと反論というか、しなきゃいけないなという感じなんですけども。

私、いいんじゃないですかと申し上げたのはですね、これ土地利用やっぱり、単に農地だとか、単に都市計画だとか、単に森林だとか、そういうのは今現状で日本の場合はですね、バラバラに各省庁に分かれてやられていて、それらが整合性を持っていないということが非常に大きな問題だろうと思うんですね。それでこれが、今回の資料の4の1にあります提案というのは、それらをすべて道知事のもとでやると。まあ道庁の中も結局もセクショナリズムになっちゃうんじゃないかという心配はないわけではありませぬけれども、それにしても一応知事というですね、各省大臣ではなくて、各省の場合は大臣がトップですので、それではなくて知事という1つにまとまってですね、いわば統合化といいましょうか、総合化といいましょうか、そういう形でもって土地利用のきちんとした規制なり、あるいはその使い方の計画なりができていくという、そういう点で非常によいのであって、どこかを取り出してここはやりましょうとか、ここはまだ早いとか、そういうふうにするのは必ずしもいいことではないというふうに考えております。

○井上会長：

ありがとうございました。

林委員どうぞ。

○林委員：

私もこの提案に向けたイメージはとてもいいなというふうに思うんですけれども、今佐藤先生がおっしゃったように、法律上の本当に整合性がないために、各省庁で悩んでいたことを今度道庁に来たときに各部で悩むというようなことがとても心配で、せっかく提案しながら、一括移譲というふうに言われながら、もう少し、北海道へという一言になってますけれども、その辺りのことをもう少し詰めないと、権限は移譲されても、同じようなことがまた起こってしまうんじゃないかなというのが、ちょっと心配なところでした。

○井上会長：

そのほかいかがですか。
宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

改めて申し上げますけども、ある部分で転用するとかという権限とね、それから先ほど国と協議・同意という部分で、やはりある程度進めなきゃなんないところで、措置が必要なものとかというものに関する、僕の一番の心配は、権限とか許認可の部分のあれを、道が持つというのは基本的には賛成ですけども、それと伴ってね、今進めて、整備が足りない部分で進めなきゃなんないことに対する措置が滞るのは、僕は非常に不安だということで、そこはやっぱり危惧しておりますので、一括というのは、もちろん整合性をとって進めるというのは素晴らしいことで、進めてほしいんですけど、今の段階でちょっと不安なのはそういう点であるということだけは。

○井上会長：

では結論は、これを今一步答申の形に、より具体的にまとめていく。そういう形で次回お出しいただきたいということで、全体は集約できるんだらうというふうに思うんですね。それで、もともと私が仮にまとめた上で、3人の方からご意見いただきましたけれども、私自身の中では、それは何ら矛盾するものでもないというふうに理解はしております。それでそれは、次回、先ほど言いましたように、より具体的なものを出していただける中で、姿というのは見えてくるわけで、私自身が個別のというふうに言いましたのは、ここの委員会というの、これは私どもが議論のたたき台としているのは、道民の皆さん方から提案があった1本1本の議論であって、先ほど私が言及しましたように、個別番号という形で、道民の皆さんからあがってきてる意見を、先生方が個票に基づいてきちんとご覧になればですね、これは多くの部分が農地の転用という形でかなり具体的に、そして我々がここです、法律論議の中だけで解決できる範囲をかなり大きく超えた、利害が伴うそして道民の中での意見の調整が必要な、非常に大きなやまを抱えているわけで、その部分は道民の皆さん方の意見を、とにかくこの中で、一括移譲という中で、どういうふうに織り込むかという時に、直線的に結びつかない部分があるということで、その部分は今後どうするかということで、つまり、道民の皆さん方に直接答えるということの中では、まだここで答えを持っていない。一括移譲ということだけしかここで議論していないわけですから、というような意味で申し上げたので、私の意見のその部分については、とりわけ議論をしていただくことはないと思っています。

それであと、宮田委員が言われたようにですね、やはり一括移譲をするという法的な体系の中で、個別にバラバラの、そしてバラバラの部局に、省庁に対するですね、協議だとか同意ということをやると、今度はそれを引きずって、そのまま道庁に持ってきた時に、様々な混乱が起こるといふようなことというのは、十分あり得るんだらうと思いますが、ただ、先ほど出てきていたようにですね、いろんな利害の調整の部分というのは、これはその後ですね、やっていくなり検討していくということで、今の段階では、これは一括移譲ということをもって、国に要求していくという形のところで、少なくとも留め置いておくということで、ご同意いただければというふうに思っております。

それで、道民の皆さん方のうんぬんということは、今回の場合に、農地法のうんぬん

というところというのは調整できない、直接的に伝えられないわけですから、その部分については、また後日、どういうふうに取り扱うのかということで、意見の調整をするということで、極端に言えば2段構えと言いますかね、これあんまりこう、ぺらぺらぺら私しゃべってるけれども、議事録として残ってて、全部国に筒抜けであればもう大変なことになって、戦術や戦略だというような話ではなくなってくるわけで、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

では、そういう形、そういう形って何がそうであったのかわからなくなってしまいました。次回、これから更に突っ込んでですね、答申という形でまとめていけるように、より具体的な形でお出しただけであればというふうに思いますが。それはよろしゅうございますでしょうか。

(田中地域主権局参事～はい。志を高く持って、現実的な形で思っております。)

私の議事進行というのは、道庁から、事務局からいただいている議事進行表どおり進んでいないので、非常に皆さん方には迷惑かけますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の案件ということになります。縦長の資料の1ですね、に戻っていきまして、そこで今の段階では環境ということで、前回第8回にやりました、①森林審議会、これはこういう単純なまとめ方がいいのかどうかわかりませんが、とりあえず資料に沿って①森林審議会、②人工林資源、そして今日やりました③の国土利用、そして④の循環型社会ということで、それぞれ今の段階では4本という形になります。おまとめいただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今日の審議を更に続けていきたいのですが、観光というところで、事務局のほうからご説明いただきたいと思ひます。この部分も我々は、8回あるいはその前の7回の時にですね、かなり2分法で振り分け作業をやる段階で、いろんな議論をしてまいりましたけれども、もう一歩進んで、答申の原案の原案、考え方に近いところで、今一度事務局のほうからご説明いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。お願ひいたします。

○田中地域主権局参事：

はい、それではメリット・デメリット表、資料の2、大きな表でございます。2ページ、観光。

観光客誘致ということで53番、国際観光の振興。あと55、民宿・ファームインの活性化でございます。

まず53、国際観光の振興につきましては、これまでの議論で、国際観光ホテル整備法に基づく一定の措置もあるということで、関連提案といたしまして、地域限定通訳案内士という点につきまして、ご説明したいと思っております。

それで資料の3、横表でございます。2ページ。

⑤地域限定通訳案内士制度の試験基準等の緩和という点でございます。これにつきましては、検討状況としまして、いわゆるビジット・ジャパンとか、そういった外国人観光客が増えている中で、来年、洞爺湖サミット等があるものですから、今後とも外国人観光客は増加するであろうと。とするならば、やはり外客誘致法に基づく地域限定通訳案内士というものを活用いたしまして、外国人が来道しやすい環境を作りたいということで、国の権限といたしまして、地域限定通訳案内士の試験基準とかガイドライン、国がきっちり決めておまして、そういったものを北海道らしい、地域限定でございます。

ので、北海道らしい形で独自に決めさせてもらえればという状況でございます。

それで恐れ入ります、縦の資料4。資料4の31ページをご覧ください。

資料4の31ページ、外客誘致法、後ほど法律を説明いたしますが、いわゆる国がですね、基本方針というのを作りまして、都道府県はですね、外客来訪促進計画を作ります。この時、国交大臣の同意が必要とされております。それで、市町村におきましては、地域観光振興計画といったものを作るとともに、民間組織につきましても、市町村が認定いたしまして、いろんな観光事業をやっていこうという、大きな1つのこういう仕組みの法律でございます。

めくっていただきまして32ページ。

32ページは、いわゆる通訳ガイド制度の点でございます。もともと通訳案内業というのは、事業免許制というんでしょうか、誰でも自由にできない、有償で案内をする、通訳をするということでございますので、いわゆる資格制度が採られております。それで左側でございますが、まず通訳案内士試験、これは国交大臣が行っております。一方、そうした中で今般法律ができまして、右側でございますが、都道府県知事の行う地域限定通訳案内士試験というものができるようになったということで、業務範囲はあくまでも地域限定でございますので、北海道の中でお金を取って通訳とか案内ができるという法制度ができたということでございます。

これにつきましては、33ページでございますが、平成18年10月に、道庁内の通訳ガイド育成検討委員会というのがございまして、そこで1回検討がなされております。それでこの横表、33ページでございますが、通訳ガイド側の現状といたしまして、通訳案内士の人数の絶対数が少ないということ。それで、言語別では英語が全体の3分の2を占めて、中国語、韓国語は非常に少ない。そしてまた、地域偏在もあるということでございます。それで、次の真ん中の課題でございますが、制度面での課題のポツの2つ目、地域限定通訳案内士試験は、通訳案内士試験と同等の水準、いわゆる国家資格になるわけですが、国家資格と同等の水準であると。そうした中で、多様な人がガイドになりたがっている中で、なかなか試験水準が厳しいかなということで、その右下。通訳ガイド育成のための中・長期的取組として、地域限定通訳案内士試験実施基準とかガイドラインの改正をしてはどうかという、検討委員会の報告が出てございます。

それで、めくっていただきまして34ページでございます。

34ページ、先ほどありました、この報告書から抜粋いたしましたが、通訳ガイド側の現状ということで、ここに支庁別、語学別の案内士の数がございます。そうしますと、英語が99人、全道でおるんですけども、中国語は15人、韓国語が14人という状態にあるということでございます。それで表の6でございますが、道内通訳案内士の推移ということで、平成7年102名、平成13年131名、平成17年150名とそんな状態なんですけど、例えば平成13年度の外国人観光客は23万6千人でございましたが、平成17年度は51万4千人と約2倍を超えております。そうした中で通訳士のほうは、平成13年131に対して17年150ということで、約1.2倍ぐらいということでございます。それで34ページの下の方でございますが、北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きくて、通訳ガイドのなり手の意欲は高いということで、矢印でございますが、例えばバスガイドさんとかボランティアガイドさんとかフロントマンとか学生さんとかいうものでの需要が期待できるのではないかとという形での報告書が出てございます。

それで、次の35ページでございますが、外客誘致法、正確に申しますと、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律ということで、18年度にできております。この中で第4条、都道府県は外客来訪促進計画を定めること

ができる。そしてこの中で1号からずーっと書いていくんですが、第7号。外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要なことと。それでその下に、第2項でございますが、都道府県が定めようとする時は、国交大臣の同意を得なければならないと。非常に、18年にできた法律ではございますが、ここでも国は計画を作って同意を求めるという関与がございます。それで右側にいきまして23条、地域限定通訳案内士は報酬を得て通訳案内ができる。ただ当然、その資格を得た都道府県の区域において、と限定されております。それで第26条でございますが、第26条第2項。地域限定通訳案内士試験は都道府県知事が国交大臣の定める基準に基づいて行くと。国交大臣が基準を定めてます。

その基準がめくっていただきまして36ページでございます。

36ページ、国交省告示ということで、基準を次のとおり定めると。逐一いろいろあるんですけども、真ん中に7というのが、外国語筆記試験は、当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合否判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。こういう定めがあったり、その左下ですが4、試験時間は8分程度。これは面接の話ですね。こんなような話が告示で決められておると。

次に37ページでございますが、ガイドライン。ここも逐一、告示のほかにガイドラインもありまして、例えば2の試験委員。試験委員は原則として2人以上とか、いろいろ非常に厳格に運用されておるようでございます。

そんなことで41ページまで逐一書いてございますが、非常に懇切丁寧に書いていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

すみません、次も進めていいですか。

失礼しました、続きまして55番、民宿・ファームインの活性化でございます。

これは資料の4、先ほどの資料4のですね、まず42ページでございます。

これは、いろいろお酒の話、国税庁のホームページからでございますが、まず42ページ、旅館で自家製の梅酒を食前酒として提供することに問題はありますか。消費者が自分で飲むために酒類に次の物品以外のものを混和する場合には、例外的に製造行為としないと。自分で飲むのはいいんですが、こういう、旅館で出しますと、消費者が自分で飲むことにならないので、製造行為に当たるから、製造免許が必要だという点です。そしてその下が、自家製造のところ、アンダーライン引いてますが、免許を受けないで酒を造った場合、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金と。あと、物は没収という状態でございます。

それで43ページでございます。税率、お酒の免許をもらって酒を作ると税金を納めんといかん、どれくらいかと。ちょっと話の種に発泡酒にアンダーライン入れておりますが、発泡酒の場合178円と。リッター当たりでございますが、500缶にしてみますと89円と。半分が税金ということを改めて感じましたが、このようなイメージでございます。

めくっていただきまして44ページ。

なぜ免許が必要かというクエスチョンに対しまして、ここは、アンダーラインありますが、酒税の確実な徴収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するため、流通段階に位置する酒類販売業者について免許制を採用していると。また、構造改革特区で濁酒の製造免許を受ける場合の手続きはどうかという点でございます。これにつきましては、2のところですが、アンサー2、農業と農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営んでいる者が、特区内の自己の酒類製造場で濁酒を製造しようとする場合には、いわゆる6キロリットル以上とか、そういう最低製造

基準は適用しないということでございますが、ただ特区法上の要件として、多々、いろいろ要件が出ておるといのが、一応、自家製果実酒と。

それで、資料2のメリデメ表のデメリット、メリットは観光振興でございます、デメリットにつきましては、なかなか非課税、税負担の公平性の問題をどう考えるかという点があるかと思えます。

次にしぼりたて牛乳でございます。資料4の45ページ。

林委員からの宿題になっておりました、浜頓別の自家製しぼりたて牛乳のホームページでございます。それで、酪農業、小川さんという方でございます。18年度からスタート。取組の背景、もともとファームインをやられてまして、宿泊した家族からしぼりたて牛乳が飲みたいと要望を受けまして、今実現したと。それにつきましては取組の内容。喫茶店ベコっこというところで、殺菌、冷蔵施設を備えた低コスト専用加工施設を建設したと。それで自家製牛乳、ぶんちゃん牛乳を18年4月から売り始めたということでございます。大変、取組の結果、新鮮で甘くてうまいと好評であると。それで5番でございますが、当然生乳につきましては、食品衛生法で規制されておりますが、稚内保健所の指導を受けながら、やれて大変よかったというのがホームページで公表された世界でございます。

それで、めくっていただきまして46ページでございます。

この件、今の小川さんの件でございますが、これしぼりたて牛乳を消費者へということで、構造改革特区であがってございますので、関係資料をつけております。その中で、左上でございますが、規制の特例事項の内容として、まず、検査の方法とか充填の方法とか殺菌の方法とか、あとまた飲食する場所、という点で問題提起をしたわけでございますが、細かいとこ省略いたしますけれども、基本的には道の保健所のほうと相談して、今の中でも仕組みさえ作ればできるということで、最終的な答え、下の表の右から3つ目、提案主体からの再意見として、最後は充填機を使わないで直接蓋のできる容器に移し保管することが可能かどうかと。論点がここになりました結果、右側でございますが、国としては、衛生的な取扱いがなされるのであれば、必ずしも充填機の使用は必要はないと。何とか現行の基準を、相談しながらクリアしていったということのようでございます。

それでちなみに47ページでございますが、食品衛生法、関係分つけておりますが、第9条また第11条については、いわゆる薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて基準を定めると。加工とか製造の基準を定める。それで13条につきましては、加工の方法、衛生管理の方法が基準に適合しないときは承認はしない。18条、製造方法について基準を定めるといことで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令というのがございまして、別表ということで、牛乳、乳等の成分規格、その中で牛乳というのがございます。いろんな基準があって、ジャージー種の牛がどうしたこうしたとか、あと2番、製造の方法ですが、保持式により摂氏63度で30分間加熱するか同等の方法。また、保存の方法として摂氏10度以下に冷却して保存することといった形になってございます。

それでメリット・デメリット表、でかい表のほうを見ていただきますと、いろいろメリット、デメリットの中で、デメリットの中でポツの3つ目でございますが、食中毒等が発生した場合に道が提案をした責任が問われるということも想定されまして、この特区制度は国から権限をもらうわけですが、責任も付随してくるといことで、権限・責任、道がきちっと持つという覚悟が要るのではないかといのを、前回に比べて追加してございます。以上でございます。

○井上会長：

では、今、2点ほどですね、観光についての全部ではないのですが、事務局のほうから道民の方からいただいている、提案ナンバー53、国際観光の振興ということで、資料の3でしたか、それに基づいて、地域限定通訳案内士というところと、あとは55、太字になってますが、民宿・ファームインの活性化というところで、説明をもらいました。

それらの点について、ご意見、ご質問があったらお出しいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

前半のところに関する質問なんですけど、外客誘致の法律は平成18年にできたということですね。先ほど平成10何年からの通訳士の道内の数のご説明がありましたけど、ということは、数がさほどなごのぼりに上がってないのは、別に国交大臣の同意うんぬん、許可うんぬんということとは別な理由で微増している、そういうふうな今ところは理解していいんですよね。その数字のことだけにおいては。

○田中地域主権局参事：

実はこれ、平成20年度からスタートしたいということで、今予算要求が出る予定でございます。従いまして法律ができて、18年度に一応検討委員会やりまして、それを踏まえて20年度に向けてということで、まだ地域限定通訳士自体は試験制度に入っていないという形です。

○山本委員：

もう1つは、どちらかというところ、国は非常に、観光立国ということで、この種のことに積極的で、妨げる要素はあまりないという環境であるということも、その理解でよろしいですね。

○田中地域主権局参事：

基準が詳細に、手取り足取りとは言いませんが、大変基準がきっちり書いてますので、その意味では国の関与がある。ただ、法律までこのような形で作りまして、やっていると、そういう意味で推進をすとか、観光庁でしたか、いろいろそういうこともあるので、大変ご丁寧にいろいろ書いていただいているというふうに思っています。

○井上会長：

その他いかがでしょうか。

はいどうぞ。

○五十嵐副会長：

地域限定通訳士のこの細かく定められている内容ですけれども、推測の域を出ないで申し訳ないのですが、こういう資格制度、いわゆる資格制度みたいなものを全国的に作る場合、よくあるのが、都道府県で試験をなさいと。ただし都道府県からそれではどのように要項をつくったらいいのでしょうかということ、逆に国にそういう基準を求めるといふかな、場合がよくあって、逆に全国一律で作っていただくと都道府県でそれぞれ作らなくていいよというような発想も時々見受けられるんですけれど

も、それこそまさに意識が逆で、都道府県の意識が逆で、こちらにおまかせくださいというのは、ごく当然のことではないのかなというふうに思います。これが特区になじむのかなという気も若干いたしますが、道として細かい定めというところまで自らやるということは、問題がないのではないのかなという気がいたしました。これも事実誤認があったらすみません。

また最後の牛乳のところもですね、非常に苦勞されて、苦勞されてというか、様々な法律上に則った形で、このべっこですか、喫茶べっこ、やってらっしゃるということを知って、これも現行の中でできないことはないんだけど、非常に多くの手続きをクリアしなければならなかったと。これもむしろ北海道として、こういったファームインですか、それから農業とか酪農業に力を入れているところとして、自らの責任でそういう衛生管理もしていくんだということで、北海道としての権限としてやっていきたいということを、国に提案するのが筋ではないのかなというふうに思います。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。

○阿部観光のくにづくり推進局参事：

観光のくにづくり推進局の阿部と申します。

先ほどの山本委員のご発言に関連してですけれども、確かに国のほうですね、今、2010年、外国人観光客1千万人ということで、大きな目標を立ててですね、外国人観光客を多く呼ぼうということで、進めております。その一環として、外客誘致法の中で、国家資格のみならず、地域ですね、活躍できる、そういった地域限定の通訳案内士を導入しましょうということで、法律改正いただいたということで、山本委員おっしゃるとおりだと思います。しかしながらですね、事務局からの説明にもありましたように、いろんな面ですね、その試験を実施する際の基準ですか、ガイドライン、事細かに、本当、懇切丁寧にということでしたけども、定められてると。これやっぱり、地域、地域によっていろんな事情があるということ、あるいはいろんな特性がある、いろんな条件があるということで、それは地域にある程度任せていただいてもいいのかなという趣旨での提案ということで、ご理解いただければと思います。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。
佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

只今ご提案のありました通訳士とか何とかとはちょっと違うんですけど、この外国人観光客のうんぬんという法律、今始めて私、見たんですが、計画を定めることができると言っておいて、計画を作る時には国土交通大臣の同意を得なければならない。むしろこっちが問題なんじゃないかないうですね、気がしました。少なくとも法律とか、資料4の35ページとか36ページを見る限りにおいてはですね、まあこんなもんかなという感じは、法律や何かで書くとすればこんなもんかなという感じはしますし、仮に法律になくて道が独自に地域限定通訳なんかというのを作るとしても、当然北海道の地理だとか歴史だとかですね、こういったものは入ってくる、もちろん外国語の能力も入ってくるんで、そんなに細かく決めてるという感じはしなかったんですけど、むしろその、計画を作るのに何で国土交通大臣の同意を得ないといけないのかというのが、むしろ

疑問に思いました。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

まず、事務局のほうから説明があった2つの部分ですね。国際観光に関わる部分と民宿・ファームインの件。それで、いくつかの議論は、国際観光の振興というところに1つありましたけども、この点はもう特段、議論を深めるまでもなく、1つ法律的な枠組みがある。それをいかに内実化するのか、地域の声と言いますかね、そういったものをどう取り込むかというところの話なので、特段、道内においてとか、ここの委員の中で反対があろうとは思わないので、これはこれであげていくということによろしゅうございますか。

何か変な言い方しましたけども、例えば、先ほど言及がありました、36、37の特に37のところですね。第26条ということで、知事がうんぬんというところでありながら、国土交通大臣の定める基準に基づきというようなところ。こういうところまで書いてあるけれども、ここのところをもう一歩クリアしていくというところで、考えることが必要なのではないかというふうに思ってます。

それは何故かと言うと、ここの基準、ここから一歩離れる、要するに進めたい、進めるべきだということの背景ですが、やはり来年の7月、北海道洞爺湖サミットがあるということ。そしてそれを挟んで、前も後も、外国からの観光客、外国人の来訪者が増えるということ。そしてその中で、特に一部のですね、団体等がやってるような、特に道内における先住民のとかですね、あるいは北海道独自の環境のというようなところがありますので、やはり北海道という特殊性に根ざしたところの、やっぱり資格試験と言いますかね、そこを知らない人が通訳をやっても、北海道のためにはあまりならないというようなこともありますので、趣旨をお酌み取りの上です、もう少し先ほどと同じように、具体化していただければありがたい。それで1件1件また国との折衝ということになるのかも知れませんが、そういうことよりもむしろ、北海道としてはどういうふうにしたいというようなこと、資格試験の基準その他のことも含めてですね、明確に詰めた上で、これが次回に出てくるかどうかわかりませんが、国に向かって提案するという答申をするという時には、やはりもうこれでいきたいというね、いかがでしょうかじゃなくて、これでいきたいというぎりぎりのところまで詰めていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

(林委員～一言よろしいですか。)

林委員どうぞ。

○林委員：

タイトルのつけ方が緩和になってるから、何かこう、特区のほうになじまないのかなという感じを受けやすいと思うんですね。今、井上会長がおっしゃったように、北海道らしい地域限定通訳案内士制度ということなんですよね。そういうふうに行って行ったほうが、何か緩和という、全国よりも何か簡単にここが取れそうな印象とかね、ちょっとそういうのにもつながりそうな気がする、北海道独自の地域限定通訳案内士制度を作ろうという感じですよ。今の中身を聞いてると。タイトルはそういうふうに行って行ってはと思いました。

○山本委員：

賛成します。むしろですね、先ほど質問した意味とはまたちょっと違うんですけど、地域がいい意味でオリジナリティを持ってばいいんですけど、じゃないとですね、ここがもてなしの最前線にあるわけですよ。観光のレベルが下がっていくのは是非とも避けたいので、その意図がよりわかるような表現をとったほうが確かにいいと思いますね。

○井上会長：

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

全くその通りだと思いますし、出してる方もそういうことで、積極的に北海道独自のそういった観光戦略上、そういった資格を持った、志を持った人をたくさんつくろうということで、それが一々大臣の認可とか同意とかを得なきゃならないというのが問題であってね、むしろここであがってる意図は、そういうことですよ。積極的に北海道らしい制度を作っていくという意味で、足かせになっている、そんな説明をしないで、道内で基本的には決めていって進めるという意味であると思いますし、また、ファームインのほうもこれここで…、ファームインのことはまた次でいいわけなの。今言っているのかしら…。

○井上会長：

今の点よろしいですか。

一番お困りなのは担当事務局だと思いますけれども。

まあ今、ここで議論しているところを踏まえてですね、是非、出していく時の表題の立て方、これ前回もぎりぎりになって表題が覆るようなことがありましたので、今一度、案として出てくる前に、関連する部局等々との打ち合わせも含めてですね、おやりいただきたい。

これまでいろんな意見があって割れてきた中で、これだけ委員会の委員の意見が一致するというのは、多分今回が初めてじゃないかと思うんですが、是非ね、その点をくみ取っていただいて、ご尽力いただきたいというふうに思います。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

なかなか一致させなくて申し訳ないですけど、緩和というので見てて、もしかしたらあったかも知れないですが、資料4の38ページに試験免除というのがずらずらとこう書いてあるんですね。それで、主として外国語試験の免除なんですけど、気になりましたのは、一番下にですね、英検、いわゆる英検ですね、いわゆる英検1級、これしかないんですね。英語で言えばTOEIC何点以上とかですね、それからフランス語で言えば実用フランス語検定だとかですね、実用なんとかドイツ語検定だとかですね、いろんなものがあるんですね。そういうのが何で入ってないんだろうなというのが疑問に思いました。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

これは答申案に、委員会としては織り込みたいということですので、まず答申案とい

う形でおまとめいただきたい。その裏には膨大な作業とこれからの体制というのがあるんでしょ、是非、ここでの意見を斟酌の上ですね、ご尽力いただきたい。これはここで括らせていただきたいと思うんです。

それで次に、宮田委員の発言を途中で遮りましたが、今の説明があったところの後段の部分で、民宿・ファームイン。そこのところでご意見いただきたいと思うんです。どうぞ。

○宮田委員：

これもですね、これ資料の大きい方の2番のほうにおまとめいただけてますけども、僕ファームインのこれ、食の安全とか安心の部分ではきちっとした管理をしなければならぬし、当然、これにつきましては、今の件と同じで、緩和していくということよりも、積極的にそれを進めるという立場で、それでこれも、やっぱり農家でもこれを積極的にやりたいところは積極的に進めるけれども、やっぱり道としての食の安全と安心だとか、いうことではこういうことをクリアしてくださいということで、きちっと指導していくということをやっていくという前提ですね、これさえあればですね、だから要するにこれは、国との折衝が面倒くさいところを取り除くというだけではなくて、積極的に北海道として、ファームインで出せるようにする。それから、ファームインではおみやげでも持って帰れるようにするということまではやると。ただ、その他であれするのは無理なんだけど、ファームインに来た人が飲んだりする。それは自分の責任もあるし、きちっとこの基準をクリアしてくださいという指導をしていって、そういった新しいビジネスを作っていくという意味で、積極的に進めるべきであろうと、こういうふうにあります。

○井上会長：

その他の委員でご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

自家製果実酒の問題なんですけども、これ規制を緩和することなんですけども、いいのかなという。いいのかなと言ったら変ですけど、大丈夫かなといった感じがしますけど。

(井上会長～大丈夫かなというのは何が。何が大丈夫かなということですか。)

何かこれ、これについてはあんまり、私はですけども個人的には、やらなくていいんじゃないかなという感じがしております。むしろ、どこの家であるいはその個別の何と言うんですか、宿泊する施設で、どうこうというよりは、地域とかですね、そういうところで全体でやっていくという、地ビールなんかだんだん斜陽化してるんですけども、そういったことのほうがもっと広く観光という点では役立つのではないかなという感じがしておりますということでございます。

○井上会長：

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。ご意見、ご質問があれば、お出しいただきたいと思います。

これはちょっと事務局に確認なんですが、資料の44のところ、先ほど説明があったところですが、販売業免許等のところで、クエスチョン24。構造改革特区内における濁酒の製造免許を受けようとする場合の手続きについてというのがありましたけども、ここのところは結局、下のほうにアンダーラインが引いて、特区上の要件ということがかなり細かく書かれてあるけれども、ここの部分を踏まえて言えば、これは、やることは可能だということなのですか。率直なところのご意見で結構です。

○井筒地域主権局次長：

どぶろくについてですね。

どぶろくにつきましては、2のアンダーラインのところですが、最低製造数量基準、要するに酒の免許を取る時に、かなり大量に作らないと取れないところを緩和している。それ以外について特区法上の要件をかけておまして、これにつきましては全国展開しないほうが地域振興に役に立つということで、特区のこの要件を満たせばできるという形で決められているということでございます。

○井上会長：

これは濁酒というだけで、それ以外の今問題になっているのは果実酒か何かだと思うけども、そのこのところの領域はどう。これは前例がない。

○井筒地域主権局次長：

そこはですね、

(井上会長～これとは分けて考えるべきだ。)

果実酒についても、ちょっと記憶では、構造改革特区に出てるんですが、それはまだ許されていないということだと思います。

○井上会長：

あと、今のところとあと、牛乳だったかなこれ、46ページのところに出てくる。これも事務局の先ほどのところで説明があったと思いますが、下段の表のところの一番右側のところでは、これは充填機を使わずうんぬんというところの議論のやりとりだと思いますが、最終的には衛生的な取り扱いがなされるのであれば、必ずしも充填機の使用は必要ない、北海道も同様の認識であると承知している。北海道の同様な認識というのはちょっと意味がわかりませんが、これはどういうふうに解釈すればよろしいのですか。

○田中地域主権局参事：

基本的には食品衛生法につきまして、条例、北海道の条例を作っておまして、国の法律に基づきまして、条例での基準もでございます。そうした中で、今回いろいろご本人からありました、一番左上にあります、①から④までという要望内容については、いろいろよくお話を聞いていく中で、基本的には対応ができるということで、結果的に低コストとは書いてありましたが、一応設備投資をすることによって、要件をクリアしたということございまして、北海道とよく相談しなさいと書いてあるんですけども、そういう意味ではあえて構造改革特区によらなくても現行でも対応可能というふうに、国も思うし、北海道もそう思うということと考えております。

○井上会長：

ということになれば、今回の場合は、とりあえず今の段階ではあえてというふうに申し上げておきますが、あえて今回の特区提案というところで持つて行く必要はないかも知れないという理解でよろしいですか。

(田中地域主権局参事～はい。)

ただそれは、特区提案によらなくてもできるというふうになればというところの話ですが、それは先ほど宮田委員、これは本来の趣旨とは違うところで出てきてるんだと思いますが、やはり北海道の昨今問題になっている、食の安全・安心というようなところ、このところが片方で担保できるような制度・システムというのを道内で作っていくということが、併せて必要になってくるというふうを考える。それで現実的にこれ、道内でわっとうこういうことをやって、もし万一というようなことがあれば、これはJAS法か何かの時にも随分議論しましたけども、どのような形で例えば再発防止、あるいは処罰というのをやっていくのかということころは、この部分では網があまり引かかる形にはなっていない、あるいはそこは論点を整理しなければわからない。

(事務局内容確認中)

ご審議中なんだけれども、先に言えば、要するにこれ持つて行けばいいじゃないかという話と、いや特区によらなくてもできるんじゃないかということ、そして一部では、酒のところではこれは、認められなかったからまたあげないということの理由ではないけれども、一部にはいかがなものかということの意見もあったということで、これだんだんだんだん日程が差し迫ってくると、先生方にはデッドラインを頭にきちんと置いて発言してくださいねというふうになるんだけれども、今回の場合は第2次答申というところに向けての具体化というところはとりあえず置いておいて、そして継続的な審議というボックスの中に一応しまうことになって、また改めて論点を整理しながら、周りの状況を見ながら出すということになるのかなというふうに思う。

ちょっと後ろのほうが長くなりましたけども、ちょっと明解な突破口が見えないということになれば、そういうことも今の段階では判断せざるを得ないのかなというのが、先生方の意見を聞いた段階での判断なのですが、事務局。

○井筒地域主権局次長：

しぼりたて牛乳の件につきましては、事務局としては、現行の規制を何とかクリアする実態が出てきているわけで、あともう1つ会長がご質問された、これを仮に北海道独自基準で権限移譲を受けた場合に、どのようなものであれば大丈夫かという知見が、十分に現在あるわけではありませんので、現段階では特区によらずとも対応可という形で継続ということにするほかないのかなというふうに考えております。

○井上会長：

ありがとうございます。

事務局から意見を聞きました。丸呑みするというのは委員会の性格ではありませんけれど、私はその前に、まとめさせていただきましたけども、いかがでしょうか。

(委員～異議なし。)

少なくともですね、私の頭の中にあるのは、観光のところはやっぱり何本かあげなければいけないと思ってるんです。ですから今の段階では、クリアしたのは1本だけ、前に進めていこうということになっておりますので、これからまた説明を受けるんだと思いますが、前向きに考えるということで、意見を、事務局の説明をお聞きいただければというふうに思いますが。前に進んでよろしゅうございますでしょうか。

(委員同意)

ありがとうございます。

では事務局から、残りの部分を説明いただきます。

○田中地域主権局参事：

それでは、資料2、メリデメ表の3ページでございます。

観光ということで、観光客誘致と空港の活性化でございます。

それで私のほうから特定免税店制度を説明いたしまして、空港につきましては私どもの同じ部、企画振興部の中の石崎参事のほうから説明をと思っております。

それでまず、特定免税店制度でございます。これは事実関係、沖縄振興特別措置法により沖縄ではできるので、北海道でもやりたいなという事実関係でございます。メリット、デメリットを見ていただきますと、メリット、当然観光の魅力の1つと。またデメリット、沖縄と北海道が果たして同一に論ずることができるか、いわゆる国民理解が得られるかという点でございます。

それで恐れ入ります、資料4、48ページを見ていただければと思います。

資料4、48ページ、沖縄地区税関で出しておりますホームページでございます。それで、沖縄型特定免税店制度。沖縄には、本土とは違う沖縄独自の制度があります。この制度は、沖縄が1972年の本土復帰の際に、いろいろ考えられてきてるものです。という中に、沖縄型特定免税店制度というのがございます。これは、全ての輸入品に係る関税が免税されて安く購入できるということで、制度発足は平成10年4月、今でいう沖縄振興特別措置法の改正で入りました。それで対象商品、沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す輸入商品について、20万限度で関税が免除と。それで購入場所は、空港ターミナル内または市内の特定販売施設、総理大臣が指定ということで、現実的にはどうも那覇空港ターミナル内北側、南側にある、沖縄ディーエフエスというところのみでございます。購入者、沖縄から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客ということで、ただし購入時には航空券の提示が必要と。

めくっていただきまして49ページ。

これも一応、絵で表示いたしますと、チケットを見せて特定の免税店で買えば、20万まで免税して持ち帰れるということで、日本人観光客が対象になっておるということでございます。

めくっていただいて50ページです。

これは、50ページで見ていただきたいのは、実は右下の販売額というのがございます。平成14年度8億円であったものが、平成17年165億円、そして18年現在段階で、半年で83億。かなり大幅にこの免税店制度が使われているというのが見て取れるかと思えます。そこで、今回答申と書いてますのは、これは財務省のほうで適用期限を延長するというので、期限延長の議論がございました。

それを整理したのが51ページです。

51ページ、平成19年度関税改正における政策評価の活用についてという、政府の文書でございます。これは実は、前回、山本委員のほうからどんな実態かという点もあったんですが、そこにつきましては、下から4行目①、当該措置の政策効果、現行の沖縄型特定免税店制度の創設以降、沖縄を訪れる観光客は順調に伸びており、17年過去最高550万を記録したところと。特に16年12月空港外店舗、今、空港外店舗も開設しておるようでございます。17年度の観光客1人当たりの県内消費額7万2千円は、対前年度比2.7%増となり、うちおみやげ代18,653円が対前年比17.2%増になっており、特定免税店を中心とするリゾートショッピングの進展に効果が大きいと、国は申してございます。延長の理由、それで、期限延長になったんですけれども、今後ハワイや東南アジア等の海外リゾート地との競合がさらに激しくなる。本制度の延長によって、沖縄県を訪れる観光客の35.4%が楽しんでいるショッピング観光の魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めることを通じて、沖縄県の自立型経済の構築に向けて観光収入の増大、観光客の増加を図る必要があると。ということで、④で今後どうなのかと、世界情勢の安定化等と相まって、今後、ハワイや東南アジア等の海外リゾート地との競合がさらに激しくなることが予想されるので、引き続き本制度は必要ということで、延長されたといったことがございます。

それでめくっていただきまして、52ページです。

それで沖縄はいろいろ米軍基地の関係もございまして、実は構造改革特区で三沢市がですね、沖縄型特定免税店の出店の容認ということで、三沢市も米軍・航空自衛隊・民間航空一緒の唯一の基地があると。基地面積は行政面積の5分の1だと。よって三沢市の地域事情と沖縄県も同じだと。それでやらせてくれと言ったんですが、構造改革特区推進のための基本方針においては、従来型の財政措置を講じないことが明記されているという答えが出ています。いわゆる単なる税財源移譲と言うんでしょうか、単なる税財源の優遇措置、金くれ要望はだめよといった形が、構造改革特区法及び地域再生法におきましては、提案募集の記載要領に一応表示がされてるとということで、ここの三沢市の提案は、その意味では、従来型の財政措置であるという答えが出ていますという状況でございます。

53ページは関係分、一応法律をつけてございます。

ということで、免税店の関係はそのような形で。

空港その後引き続いたほうがよろしいでしょうか。

○井上会長：

これだけで先にまとめましょう。

ただいま事務局から説明があった件に関して、先生方のご意見、ご質問があれば、お出しいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

これは私も、免税店特区については、沖縄が行ってましてですね、僕は北海道もやはり沖縄と、事情はね、沖縄ほど深刻な過去、米軍の基地の問題等を抱えてないにしても、北海道として、そうではなくて、今日本の観光客、今、全日空とかJALの機内のパンフレットを見ても、宣伝を見ても、沖縄か北海道なんです。やっぱり首都圏、中央の人達は沖縄か北海道なんです、ずーっとどの季節も。それでやっぱり観光客が来られて

る中で、それと北海道のある意味ではやっぱり経済的な財源確保ということも含めてですね、僕はこれやみくもに作る必要はないと思ってるんですが、道内で道がいろいろプレゼンなり何なりを聞いた中で、有効と思われる場所を、観光客にとっても喜ばれるというところがあれば、これ1箇所か2箇所、道が決められて、特区制度を作ると。それから、今、世界的な観光都市とか観光リゾートの競争に入ってるわけですよ。それで日本だけがカジノもないし、カジノのほうは立法を待つということにして、例えばそれが認められた時に、そのカジノと複合的に免税店ショッピングモールがあるのとないのでは、全く競争力が違うんですよ。ですから、そういった戦略とあれに合わせて道が判断できるということになれば、例えばそれが空港なのか、あるいは北海道型のカジノの併設で複合観光を一層強力にするというようなことがあれば、これ海外からもですね、お客さんが来て、今ある千歳空港の免税店ショップって、免税店ショップじゃないですからね。はっきり言って。だから、そういった意味でも、国内の需要者も使えて、海外の旅行者も買えるということになれば、やっぱり出すほうとしてもね、ビジネスになるはずなんです。ですからそんなことも含めて、僕はこれは、ここですぐ答申のあれになるかどうかわからないけども、僕はこれ積極的に、何でも積極的に進めていくって言うように聞こえるかも知れませんが、これは是非検討するべきだと思っております。

○井上会長：

ありがとうございました。
そのほかの委員の先生方、いかがでしょうか。
佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

反対ではありません。これあれですよ、ちょっとわからないので聞きたいのですが、というか私も沖縄へ行けば使うんですけど、売ってるのは日本のものじゃないですよ。だから要するに海外のブランド品を、税金がかかっているんだか、かかってないんだか、よくわかりませんが、何か免税と称しているということのように見えるんですけども、実態はどうなんでしょうかね。

○田中地域主権局参事：

資料4の49ページでございますが、49ページの上から3行目。国内旅行者を対象として、ウイスキー、香水、革製ハンドバッグなどのすべての取扱商品の関税が免除されますと例示されているものですから、特にブランド品等を中心としたものではないかと思っております。ブランド品というか、何と言うんですが、輸入品を、あとメリデメ表でも輸入ブランド品と入れておりますので、そのように考えております。

○佐藤委員：

そうなんですよ。そうなんですよと言ったら変ですけど。北海道のものを何か、ここで買えば消費税かからないぞというふうにするというんなら、それも含めるというのであれば、もっとこう積極的にやったほうがいいんじゃない、と言えるんですよ。

○宮田委員：

すみません、それに関連して質問なんですけど、沖縄は消費税は免税されてないんですか。

○田中地域主権局参事：

されてない。関税だけですか。

○事務局：

基本的には関税免除ですので。消費税についてはかかっているのです。一般的に消費税免除というのは、例えば札幌市内ではビックカメラとかですね、外国人の方が買われる時は安くなって免税店と。これは消費税を免除しているということです。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

○林委員：

私もその観光のね、本当に沖縄対北海道ということで考えると、あったらすごくいいなと思うんですが、実現するために考えられる手法として、沖縄だとアメリカ軍のこととか、歴史のことですっていったんと思うんですけど、北海道でもしそれをね、実現しようと思ったときに、何かいいアイデアと言うんでしょうか、ここでやる意味というのは。そこがちょっと考えるのが大変なのかなという気がしたんですが。宮田さんはその辺り何かお考えがあったり…。

○宮田委員：

これ国内旅行者に対するメリットですかね。これそうするとごめんなさい、やっぱり免税店のお店の充実がすごく大事なんですよ。先生そうですね、沖縄に行ったら、だってわざわざ沖縄に国内旅行の運賃払って、ブランドもの買いに行くんですね。僕、20万の制限があるのはちょっと良くないなと思ってるんですけど、制限はもっと上にしたほうがいいと思いますけども、時計だとかバッグだとかね、要するに高額なものがないと、関税の割引率でのメリットが少ないんですよ。20万までだったら30%と言ったって6万でしょ。飛行機代払っちゃったらちょんちょんか、ちょっと安く終わるかなという程度ですよ。やっぱり時計でもほとんどのもの、みんな買いたいのは40万から80万の間のそういったもの、いや買う人ですよ、全部じゃないですけども、そこにそうするとメリットが生まれるんですよ。その関税の割引率3割があれば、20何%だったら10何万浮くわけですよ。ただ、すごく値頃感があってわざわざ北海道に行っても、旅費がかかって1泊して食っても、ちょんちょんかあるいは安いとなればね、そういったものをわざわざ買いに来る人いるんですから。沖縄だって。先生はわざわざ買いにいった…、そうでしょ。だから僕はそういった意味でも、これについてはねあれだし、それでやはり、アジアの宝日本というのが、それがね、アジアの宝北海道ですよ。やっぱりこれだけいろんな観光戦略上、いろいろシンガポールだとかマカオだとかいろんなところ出てきても、みんな暑いところばかりなんですよ。それでこの冷涼で素晴らしい北海道という意味では、アジアからの旅行者も呼べるし、そういった充実した店がね、今の店は海外旅行者だけで細々とやってるんだったらあれしか充実できない免税店が、ガレリアをちゃんと作れるということになれば、これは沖縄も、世界各国の免税店デューティーフリーショップはガレリアだと思いますが、あのクラスのものが北海道にもちゃんとできるとなればね、違ってくるのではないのかという。全然戦略になってませんね。

○林委員：

北海道民にとっては今のようね、観光誘致とか、経済効果とかすごくあるけれど、それを納得させるための手法と言うんですかね、なぜそれを北海道に考えなきゃいけないのかというのは何か、相当知恵を出さなきゃいけないのかなと思ったんで。

○宮田委員：

沖縄はね、沖縄はどちらかというと南方系の、シンガポールだとかマカオだとかセブ島だとかインドネシアとかと同じような気候帯の、そういった南方系リゾートですけども、それだけではやはり日本の観光は勝てないと。だからやっぱりそういったアジアのスイスのような北海道を観光戦略、日本における強みを生かしていく。日本に入ってきて、北海道に行くというのが、アジアにおける日本の戦略的な観光立国としてのあれだという位置づけをしてね、そのためには免税店が脆弱だというのはすごく問題だと。それから国内旅行者もやっぱり来てもらいたいと。よくわかりませんがともそういう。

○井上会長：

そのほかよろしいですか。

今、慎重なというふうにいるわけでもないんでしょうけれども、宮田委員が積極的に弁をふるわれたということで、かなり説得力があったのかなというふうには思うのですが、これは今回ね、資料の3だったかな、という形でまとまった形になっておりませんので、まだ論点の整理が不十分だということも、事務局においてあるのかも知れませんが、第2次答申というようなところで、観光をあといくつかあげたいと思っているので、ちょっと事務局でご検討いただいとということ、お願いしたいと思うんですね。その時に、20万というところだとか、取扱商品とかいうところも、少し考えていただきたい。特に道産品を売るというのは一見してよさそうなんだけど、じゃあ地元にいる、そのデューティーフリーゾーンの外にいるところというのは、今度は逆にダメージを受けるわけで、ここからまた今度はおいおいという話が出てくるわけで、そのあたりも慎重にご検討いただいた上で、何らかの形で議論のたたき台をお出しいただければと思うんです。

事務局。ご意見。
どうぞ。

○井筒地域主権局次長：

メリデメ表にもありますことを会長にまとめていただきましたので、林委員から出ました、要するに実情を訴えていく時にですね、必要性の部分ですよ。それを宮田委員のおっしゃるようなプラスのことだけでいけるのか、もうちょっと何か足す必要があるのか、たたき台として提出をさせていただきたいということをお願いします。

○井上会長：

よろしくお願いしたいと思います。

では続きまして、次のところが75、下のほうになっていきます、ようやく半分の下まで来ましたが、空港の一括管理について、事務局のほうからご説明いただきたいと思うんです。よろしくお願いたします。

○石崎新幹線・交通企画局参事：

企画振興部で新幹線・交通企画局におります石崎と申します。空港の関係を説明させ

ていただきたいと思ひます。

ご提案が、道内の第2種空港Aの、A空港の移管を受ける。海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図るところでござひます。まずメリットとして、道民に身近な行政主体である北海道が管理するということ、施設の利用の効率化が図れるのではないかと。空港の着陸料、空港には飛行機が降りるときに、着陸する空港側に着陸料ということで利用料金を払っておるところでござひますが、この収入が道の収入になるということで、今北海道のほうで管理している3種空港の収支不足分を補えるのではないかと。このメリットが考えられております。一方でデメリットとして、今後の2種A空港の整備ということを考えると、多くの費用を支出することになるのではないかと。このようなことが考えられてるところでござひます。

まずちょっと状況について、資料4の54ページのほうから順々に、簡単にご説明させていただきます。

まず、道内にどれだけのよな空港があるかということにござひますが、一番上の欄、新千歳、稚内、釧路、函館、この4つが2種A空港ということ、国管理空港となっております。旭川、帯広が市役所が管理する2種Bということにござひます。その下、女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻というのが3種空港ということ、北海道が設置・管理主体というふうになってござひます。

その種別が変わると何がかわるかということについては、次の55ページに書いてござひます。これは北海道に限らず日本全国の種別の差異についてまとめてござひますが、2種空港になりますと、国土交通大臣のほうで着陸料の決定を行う、ないしは空港の敷地をもってターミナルビル会社へ敷地を貸し与えるという立場になります。一方で3種空港になりますと、着陸料の設定も北海道が行い、敷地の所有も北海道のほうで行っているという状況にござひます。ただ、着陸の許可等を与える航空管制については、種別に関係なく全て国土交通大臣ないしは自衛隊のほうで行うというのが今の、現行の仕組みにござひます。

続きまして、1ページとばしていただいて、57ページにござひますが、今、日本の空港の整備状況というのは、全体プール制ということ、空港整備特別会計というものができてござひます。下のほうにござひますが、航空事業者が着陸料などを払った際、全て空港整備特別会計に入ります。これは国管理空港に降りた場合ということにござひますが、道管理空港に降りますと道の歳入ということになってござひますが、国管理空港に降りますと空港整備特別会計に入ってくると。それでこの財源を使いまして、各種空港の整備を行うというのが大きなスキームにござひます。

1ページ戻っていただきまして、現在、行政改革推進法という法律が、平成18年に制定されております。この中では、こうした特別会計についての見直しということ、位置づけがされてござひまして、空港整備特別会計については平成20年度までに統合ということ、他の公共事業関係の道路や治水、港湾などの特別会計とともに、1つの特別会計で整理しようということが、既に決まっております。ただ、空港整備特別会計につきましては、将来において、独立行政法人その他国以外の者に行わせることを検討というふうになってござひます。この趣旨は、上のほうの第2条というところを見ていただきますと、下から4行目になります。政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること等々ということ、こういう、この基本理念のもと作られている法律ということ、これを考えあわせると、国以外の者というのは、主に念頭に置かれているのは民間事業者ということ、そうした検討も行われているように聞いてござひます。

続いて58ページにござひます。

今、空港整備特別会計という会計の中で、一番大きな事業というのは何かと申しますと、東京国際空港、羽田空港の発着枠増加のための拡張事業ということで、約7千億円の費用をかけて行っているというふうに聞いております。川崎側にもう1本滑走路をつくるということで、現在1日あたり405便しか離発着ができない状況ですが、これが拡張後には557便程度に拡張ができるであろうということで、今整備が進められており、2010年頃には開業というように聞いております。

続きまして59ページでございます。

これは国土交通省の、交通政策審議会という審議会において公表された資料をそのまま添付してございます。空港毎に収支がどうなっているのかということについて、国土交通省のほうで試算したものでございます。新千歳空港、全ての空港についての試算というのはなかなかできないということで、主要な空港だけについて試算がなされて、公表されたものの中に、新千歳が入っておったというところでございます。主な歳入ということで、着陸料収入が86億円、土地建物貸付料等々。あわせて歳入ということで96億円。一方、主な歳出ということで、空港整備事業ということで約27億円ということでございます。ただこの中に、区分できない経費ということで、いわゆる空港間の共通経費というか、どの空港の経費と考えるべきかがなかなか整理のつかないような維持運営関係の費用ということで、1,266億円という金額がございまして、この金額をどう考えるかということで、新千歳空港がいわゆる儲かっているか儲かっていないかということになってこようかと思っております。

60ページになりますが、その1,266億円を単純に割るというわけではないのですが、道内の他の空港も含めて、道庁のほうで試算したものを作っております。ちょっと仮定をいくつかおいております関係で、この数字が確実なものというふうにはなかなか申し上げにくいのですが、試算ということでご理解をいただきたいと思っております。空港整備事業費というのが約60億円というところでございます。その他、先ほど国土交通省のほうでは分けきれなかったという維持運営、工事諸費というものを、全体の中での空港の割合みたいなことで考えて、割ってみたところで53億円というところでございます。その他着陸料収入などについては、概ね公表されておるものを使っているもので、それほど誤差はないだろうと思っております。その下、結果を足し引きしますと、国管理空港で国のほうは約9億円ほど持ち出しになっているのではないかなという試算をしております。

続いて仮定の2、61ページでございますが、こちらについても先ほどの維持運営費をどう考えるかということで、これは道管理空港のやり方をそのまま国管理空港の規模に拡大させて計算してみるとどんなもんかなということで考えた数字で、こちらについてもだいたい同じような数字が出てきているというふうに思っております。差し引きして約7億4千9百万ほどのマイナスではないのかなというようなことを考えてございます。

それで1点、62ページでございますが、今、平成17年度決算ベースの数字を使っておりますので、空港整備費が60億9千万という数字になっております。この数字が多い年だったのか、少ない年だったのかということで、トレンドを見てみますと、空港整備やっぱり事情に応じて、状況に応じて、必要な事業に応じて、結構増減するというものようございまして、平成17年は過去20年の中では一番少ない年であったようございまして。

それで最後、63ページでございますが、先生方の、委員の皆様方にご議論いただく材料になればということで、事務局のほうで考えました論点整理でございます。使用料の収入が道の歳入になるということ、裏返すと支出が増える可能性があるということで

ございます。それで課題として、2種A空港における空港使用料等の収入は、空港整備特別会計に計上され、国管理空港の整備・管理費用になっているということに加えて、北海道が管理している空港の整備のための財源にもなっております。一部、北海道が事業主体にはなりますが、国のほうからも補助をいただくということになっておりますので、全国の空港の管理と整備にいろいろな影響が出てくるのではないかなということが1つ考えております。あと今北海道は、新幹線を是非札幌まで誘致したいというふうに考えております。新幹線が通りますと、3時間57分で東京までアクセスできるということだそうでございますが、この場合当然、東京へ行く飛行機、今1日51便ほど飛んでおりますが、かなり減になるのかも知れないと。あと仙台などとのアクセスについては、航空の優位性がかなり落ちますので、場合によっては路線がなくなるであろうというような事情も、今後の将来としては考えられるのではないかなと思います。一方、空港使用料を北海道自らの判断で設定できるということで、着陸料の引き下げなどを行うことで路線誘致ということも可能になってくるであろうと考えてございます。反面、着陸料を引き下げるということは、歳出を増やすということ、歳入を減らすということは歳出を増やすということ、ということになりますので、財政的な事情がどうなるかということにも大きく左右されるのではないかなと考えております。

あとめぐりまして64ページでございます。

整備関係ということで、国家的な視点ということではなくて、地域の視点から必要な整備ができるというメリットも考えられようかと思っております。ただこの反面としまして、特に新千歳空港のような道内の基幹空港というのは、道内だけの影響にとどまらず、新千歳空港がダウンするとなぜか福岡や沖縄の便までが欠航するというようなぐらいい、飛行機というのは全国を行き来しているということがございます。またそうしたことで、他の地域に迷惑がかからないよう、他の国管理空港と同等なレベルの整備が必要ということで、今、全国主要拠点空港は耐震化というようなことで事業を進められておるように聞いております。そうした中で、その費用負担というのがまた大きく出てくるのかなと思っております。細かな点は若干捨象させていただきました。

それからあと、前回五十嵐委員からお話があったということで、アジア・ゲートウェイの構想についてということで、若干ご紹介させていただきたいと思っております。アジア・ゲートウェイということで、これは何をやるかということ、1ページ目は構想の全容ということで、すみません資料の65ページでございます、アジア・ゲートウェイ構想の概要ということで、アジアに開かれた日本をつくろうということで、安倍政権のもと、アジア・ゲートウェイ戦略会議というものが官邸で会議を開かれたということでございます。その中でトップ項目になりましたのが、航空の自由化という、アジア・オープンスカイというものが決まっております。

その実現がどうなったかということで、66ページのほうに資料がございます。

これは地方空港ということで、東京、大阪、名古屋以外の空港については、これまでは二国間協定という政府間の協定で路線数、乗り入れ空港地点、便数などについて決めた上で、その範囲内で外国の航空会社が路線を設定すると、便数を設定するというような枠組みであったものが、これからはこうした枠組みにとらわれることなく、航空会社のほうが自由に、希望があれば空港に乗り入れることができるようになるということを決めたということで、国土交通省のほうから発表されているというところでございます。

○田中地域主権局参事：

引き続きまして67ページ、新千歳空港の24時間運用という、これも五十嵐委員からの宿題でございました。

それで、新千歳空港の運用につきましては、1番にございますが、平成6年までは、深夜・早朝の時間帯である22時、10時から朝7時までは、自主規制で運航を自粛しておりました。それで2の(1)、2つ目のポツ、昭和63年度から国際エアカーゴ基地構想ということで、千歳をハブ空港にするという大きな構想の中で、いわゆる貨物、国際エアカーゴ基地構想というものを推進しようということでございます。それで、地域協議会などいろいろ議論を重ねまして、(2)、ポツの3つ目、平成5年度、住宅防音工事とか、基金をつくるとか、公共施設の整備を行うなどの条件で、住民との合意を得て、平成6年4月に合意書に調印いたしました。その内容が深夜・早朝の時間帯に貨物便、1日6回限度という形での決着に至っておると。それで※印にございますが、これは1990年代後半の国際貨物取扱量を考慮し、1日当たり発着回数を考えると、6というふうに出たという記録になってございます。それで(3)でございます。6枠の弾力運用。KLMとかいろいろやる中で、これまで貨物便ということであったものにつきましては、一番最後から2行目、平成10年、6回の範囲内ですけれども、旅客便もいよいよということで、そのような変更の合意があったということで、以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

観光のところで残りの部分、空港関係の、空港の一括管理というところでございますけれども、これらの点についてご意見、ご質問があったらお出しいただきたいというふうに思います。

宮田委員。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

今、説明を聞かせていただいたんですけども、僕はこの一括管理については、今の話を聞いた段階では、今のまま2種A空港についてはそのままやってもらわないと、千歳空港だってやっぱり国際ハブ空港としてね、これからもっと機能アップしていかなくゃなんない時に、また逆に支出があるわけですね。そうしたら今度は道が支出しなくゃいけなくなりますよね。釧路空港も同じなんですよ。釧路空港だって、今だってチャーター便来てますけども、空港の施設が国際線だとか何とか入ってくると、まるっきり狭いんですね。それで未だに入国する人達がかかり長い列を作ったり、非常に狭いところで入管してるんですよ。こんなことではだめで、やはりこの整備については、僕は国でやるべきことは国でやってほしいと思ってるんですね。道庁の考え方の中でもそうだと思うんですが。それと、私たち実は高速道路の全道の市民グループの、私代表をやっているんですが、今回の道路の特定財源の一般財源化の話と全く同じなんですよ。プールしているお金の中で整備していくんだけど、本州方面はみんな整備終わってるんですよ。北海道はそうじゃないのに、その主張で私たちはね、北海道の高速道路や高規格道路ね、全然都市間つながってないんですから北海道なんて。それで、それが終わらないまでに、一般財源化されるのは、僕は本当に反対なんですよ。同じことで、空港の整備や今後これから国際化だとかアジアの宝北海道がやってくためには、やってもらうところはちゃんと国として、これは国の政策としてちゃんと進めなくゃだめだということの主張は、きちんとやるべきだと思う。だから僕はこれは意味は分かって、着陸料がね何億もあるから、それが北海道の税源になったらプラスになるだろうという、そういう安易なところでは進められないんじゃないのかな、というような感じがいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。
山本委員どうぞ。

○山本委員：

意見としては同意見です。それで、55ページを拝見するに、第2次世界大戦の結果、日本の空はやっぱり日本だけで決められるものではないんだということを、強く航空管制のところなんかで見ると認識するわけなんですけど、収支ももちろんそうだし、様々な要件があって、これはやっぱり国にきちんとやってもらうべき、最も大事なインフラのところなので、そういう意味で同意見です。

○井上会長：

ありがとうございました。
そのほかいかがでしょうか。その他の意見。

○五十嵐副会長：

同意見のところは省きまして、そのほかのところ。
今の55ページなんですけれども、航空管制で国+自衛隊ということになっております。これもちょっと事実関係も調べていただきたいことでもあるんですけれども、今、アジアの宝北海道という話が出ましたが、中国それからロシアから飛行機の行き来について、航路については、当方も結構ロシアに出張する者が、必ず新千歳から発着する便が曜日が限られている。それでわざわざ新潟まで行ってからモスクワ、ウラジオストクに飛ぶということになってるんですが、それはやはりこの自衛隊の基地があるということで、聞くとその旧共産圏の空港の航路については、まだ規制があると。冷戦終結以後、そういう考え方が今も残っているのかどうか、むしろ北海道としてメリットがあるのであれば、ロシアあるいは中国、もちろんアジアというところから、自由に、オープンスカイもなったことですから、もっと戦略的に考えられるような形で進められないかなというふうに思いました。この辺ちょっとどうなってるかは、後ほどまたお調べいただければ。

○石崎新幹線・交通企画局参事：

中国、ロシアの飛行機の関係なんでございますが、航路というよりは、空港への乗り入れについて、今若干の制限がございます。新千歳空港自体は完全な民間の飛行場なんですけど、すぐ脇に千歳基地という基地があります。滑走路が空から見ると4本あるように見えますが、2本が民航用、2本が自衛隊用という、今区分けになっていて、2本が千歳基地ということになっております。そちらとの関係で、安全保障上の政策というふうに防衛省からは伺っておりますが、訓練を見られるといろいろと支障があるとか、というようなことのようにございますが、中国、ロシアの飛行機は、新千歳空港に水曜日の昼間の時間帯ないしは金曜日の午後5時以降、あとは土曜と日曜日だけの乗り入れだけが今認められているという状況になっております。そういう意味で制約されておるといところでございます。

○佐藤委員：

いや私はそれいいんじゃないかなと思うんですね。やっぱり国防上大事なことです。空から簡単に見られちゃまずいということがありますので、これはやっぱり千歳空

港には中国、ロシアの航空機は乗り入れないようにしたほうが良いというふうに思います。昔はソ連領事館の人とかは千歳空港におりれなかったですもんね。旭川かなんかに行かなきゃいけない。それがやっぱりいいんじゃないかなど。つまり、千歳だけではなくてですね、旭川だとかですね、帯広だとか。国防上あまり問題がなさそうなどという語弊があるかも知れませんが、直接的な国防上の問題がないところにむしろそういった、中国だとか旧ソ連だとかですね、そういったところのその他のところをですね、増やしていくというのも、北海道全体として考えた場合には、重要なのではないかなというふうに思います。

それと1点、63ページのところですが、新幹線が札幌まで開通して空港使用料が大きく減る、要するに飛行機が飛ばなくなるという、そういう前提でございますね、これね。多分間違うと思います。例えば新幹線のある秋田空港なんてのも、相変わらず飛行機はどんどん飛んでおりますし、新幹線ありますけど、秋田県庁職員は東京に出張する際には新幹線は使えないと。飛行機を使うようになってるようでございます。要するに出張旅費がかかるからですね。これ恐らく新幹線が通じても、道庁職員は新幹線で東京に出張するということは許されないと思います。そんなことやっては無駄が、旅費がたかさんかかりますのでですね、やっぱり飛行機を使えということになりますので、恐らくこれはないというふうに私は思います。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほかよろしいですか。

これまでの議論と同じようにですね、これはもう、ここで棄却するということは、これまで1つの案件もしてまいりませんでしたので、我々がここでいう、私がいう中で言えば、これは次回のですね、第2回の答申にというところでは、先生方のご意見はどちらかという支持者がいなかったというふうに思いますので、そのようにいたしますが、我々が使う言葉というのは、一旦、本棚にですね、置いといてということで、これはまた改めてですね、議論をする機会を作っていただきたいというふうには思います。それはなぜかというところですね、これはここに道民の皆さん方の意見もありますけれども、私自身が知っているところによると、与野党を問わずにですね、道議会の与野党を問わずに、あるいは国政でもいいんですが、かなりの数の議員の方々は、これを主張されている方々がおられる。あるいは経済界にもそういう方々がおられるというようなことでもありますので、少しこの部分というのは慎重に扱っていただきたいというふうに思います。

それであまり私の個性を出すわけにもいかないもので、あれなんです、先ほど佐藤先生のほうからあった、63ページ、64ページをこれ、説明を聞いていると、かなり今までの案件に比べて、かなり道州制特区の提案に後退してるなというあれがありました。それでその前のほうに数字を押さえられると、これはもう身動きが取れなくなるんですが、このところの国全体としての空港整備等々に関わる全体経費を、どういうふうに各地域に按分していくのかというところに、かなり道内で大幅にマイナスになった経緯があるのではないかなというふうに思いますけれども、ただ、私どものところでは、それが正しいのか間違ってるのかということの議論は、これは進んでいかないので、私はこれ以上の議論をするつもりはありません。それでこのところの2表だったかな、これのメリット、デメリットというところが書いてありますけれども、これデメリットのところというのは、こういった問題等々が生じてきた場合にはというところで、私どもはJAS法のからみでですね、こういった部分については、人員の部分だとか、あるいは予算の部分というのは、それ相応に主張していくということで、その部分は、権限と

財源の移譲を併せていただくということで、やっていきたいと思いますというようなことがあったので、ここはデメリットであるにしても、我々は前例としては乗り越えてきたということでもありますので、若干私の意見を言わせていただきましたけれども、そのところを踏まえてですね、これは第2次答申にはということ、先生方、圧倒的にネガティブなトーンの発言だったと思いますので、そういうふうにさせていただく。そしてまたいずれ機会を見てということでは、他の案件と同様に、残させていただきたいということ。そういうことでよろしゅうございますか。

ご意見ありそうですね。

○林委員：

結果としてはそれでわかるのですが、途中で井上会長がおっしゃったね、議員にこういう人達がいるし、経済界にもいるのでというのは、ちょっと私としては、あくまでこの委員会で、私は何かデメリットのほうが多いんだな、それこそ国に頑張ってもらおうというふうにとっても思ったものですから、それは、他にはそんなに気を遣わなくてもいいのかなと私は思ったのですが。

○井上会長：

わかりました。その部分は取り消します。

○山本委員：

私は実は今日の中で、個人的には最大の論点はここなんだろうなと思っていました。というのは、これを議論しなくちゃいけないというよりも、これ、レベルがちょっと他と違うんですね。これを本当に議論するんだったら、さっき会長がおっしゃった理由も実は、私は耳に留めとかなきゃいけないと思っていて、すごくひろい国家政策と、それと地域がどう対応していくのか、この時代にどうしたらいいのかという、非常に根本的な論点だと思うので、他と同列、同じような議論の仕方がなじむのかどうか、難しいところですよ。もっと背景事情も含めて、数字も含めて、歴史的な背景とか今後の予測なんかも含めて、次のステージできちんと議論をして、クリアしなくてはいけないんだらうなと思っています。

○五十嵐副会長：

2つありまして、1つはですね、先ほど議員の意見があるといったことに耳を貸すか貸さないかということもあるんですけども、前回の地制調の第28次でしたか、答申の道州制の考え方で、道州制として考えられるものの例の中に、地方空港については、それぞれ道州政府の管轄にしてもよいのではないかという案、あくまでも例示が出ています。ということもありますので、これは今会長がおっしゃったように、棄却するわけではないけれども、そういう国レベルの委員会でもそういう議論が出ているということは、私としては押さえておきたいなというふうに思っています。

もう1つ、山本委員がおっしゃったことですが、私も全く同じように捉えてまして、この問題というのは実は道州制特区として見ると管理を、国の管理から道の管理にということで議論をこの場ではするべきなのかも知れないんだけど、一方では、地域医療の時もやりましたように、本当は幅広い議論の中でこれをどう位置付けるかという議論が本当は必要ではないかなと思っていました。大変忙しい委員会の中で、別途勉強会というのは大変心苦しいので、今回言いませんけれども、ちょっと改めてこの問題については、少し幅広い議論というのをどこかでやっぱりやる必要があるのかなという

ふうに思いますので、この特区として、これはきちんと議論するほかに、道としてというか、道民として、こういうことを戦略的にどうするのかというのは、ちょっと特区とは違うレベルかも知れませんが、必要な議論だなということを発言しておきたいと思います。

○井上会長：

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

ただ、私が言いました道民のというところに、更に突っ込んでより具体的に言いました部分は、いずれにしても軽々にそこまでの発言をするべきではなかったというふうに思いますので、その部分は陳謝した上でですね、割愛願いたいと。忘れ去っていただきたい。すみませんでした。

事務局、代表してどうぞ。

○井筒地域主権局次長：

すみません。今、宮田委員、山本委員始め、全員の委員からご意見を頂戴し、整理することになろうかと思うんですが、井上会長も触れられましたように、この提案に関して、議会で実は、本会議での質問も出ておまして、検討をすると、当然ですね、いうふうにお答えをしております。それで今、大方のご意見は、今後国が主体的に空港整備を進めるべきであるので、このタイミングで道に、短期的な着陸料うんぬんで、やるのは適当じゃないんじゃないかということ、今回提出いたしました資料に基づいて、ご議論いただいたというところではあるんですが、だとしても今後国がですね、空港整備にどれぐらいの金をつぎ込むような方向性であるのかとかですね、要するに国の管理であり続ければこれまでのように、空港整備事業に金が投じられるという前提であればいいんですけども、56ページの法律などを見ますとですね、必ずしもそういう方向性とも思えないですね。全体の方向性は行革ということになっておりますので。ちょっとそここのところの前提をですね、確認するというか、もう少し議論をしていただければいいんですけども、事務局としても用意をさせていただいて、結論を左右するつもりではないんですけども、一体どういう議論がなされてどうなったという時にですね、お答えできるような形でちょっと整理するよう、お時間を頂戴したいなという気がいたしておりますが、いかがでございましょうか。

○井上会長：

只今の点にご意見等あれば、お出しいただきたいと思います。

ただ1点だけ、確認なんですけど、その時間というのは、今我々が第2次答申というところで、目途にしている11月末というところ、あるいはより具体的に言えば第2次答申に盛り込むか、盛り込まないかの議論をもう一度復活するという、延長して議論をするということなのか、あるいはまだこれから、あまり好ましいと思っていない、好きだと思っていないんですが、延々とこの委員会は続いていくわけで、来年の3月というのがまた1つの区切りになってきたりもします。それで、今日これからの議論の中で、そこまですり抜けるのかなというのが心配になってきたんですが、例えば救急車の出動理由、緊急自動車のあれなんかは、これは医療のところから結論未了のまま第2次答申の検討のところの俎上にのせてきているので、そういうことでもいいのかどうかということも含めて、ちょっと。それは私は、議会等々で問題になっているということも知っていたので、議会と出すよりは議員とだしたほうがいいかなと思ってやったんですが、その辺りどうい

うふうに具体的に考えられますか。

○井筒地域主権局次長：

私どもこの、宮田委員の言われた、国が今後空港整備にですね、国管理であればやり続けるといような前提、あるいはそういうことを北海道は求めていくべきだと。そしてそれこそが北海道の自立につながるの、これは要するに道州制というか、自主・自立の北海道を考えた時に、まさに空港については国管理がふさわしいんだといような方向であれば、別途我々のこれまでの要望の活動状況とかですね、そういうものを見た上で、全体像を整理してですね、いきたいなと考えておりました、ちょっとそのところについて、事務局としてまだ確認がとれておりませんものですから、整理するお時間を頂戴したいということで、いわば理由の整理というつもりでございますが。

○井上会長：

わかりました。

では、どういうふうに着地するのかということ、あるいはいつ着地するのかということとは別にして、論点を改めて整理していただいて、いずれかの機会にご提示いただくということで、スケジュール、デッドラインは一応決まっておりますので、それとの見合いの中で、その落としどころ、落とししていく時期ですね、結論を出していく時期というのは、改めて検討をこの委員会でさせていただくということで、ご了解いただきたいと思ひます。そういうことで宮田委員、よろしいですか。

(宮田委員～はい。)

はい、よろしくお願ひします。

では、だんだん時間が心配になってきたんですね。プラチナウィークというのは、今日これ説明することになってると思うんですけども。

○出光地域主権局参事：

はい、それでは時間も迫ってまいりましたので、簡潔にご説明させていただきたいと思ひます。前々回のご意見を踏まえまして、名称をカッコ仮称でございますが、プラチナウィークというふうにさせていただきました。

資料の3のですね、3ページでございます。⑥プラチナウィークの設定ということでございます。発想の発端でございますけれども、道民アイディアの中で、北海道に時差を設けてはどうかというアイディアがございました。そういうアイディアに触発されたということもございまして、その時差を設けてはどうかという道民アイディアは、また別の機会にこの委員会でご議論いただければと思ひますが、もう1つ、時差ということだけではなくて、時ということ全体に着目すれば、北海道らしく暦を、北海道らしくずらすと、何か北海道らしい独自のものというのはいできないのだろうかといところから、発想が始まりまして、そうした時に、連休というものをですね、休日というものを少しずらして、連休を作り出すといのはどうだろうかといことで発想をいたしました。こいう、本州とは違ひ北海道独自の、北海道らしい連休の週間を作り出すといことで、本州との違ひの中でですね、いような経済や生活に新たなイノベーションを起こすといことが期待できるのではないかと。また、本州とは違ひ1国2制度の象徴にもなるのではないかとこののが発想の発端でございます。そこでこの資料の、このカレンダーのほうもまた見ながら、見ていただきたいんですが、実際に祝日に着目をしますと、

9月の敬老の日、これはもともと9月15日であったわけですがけれども、法改正によりまして、9月の第3月曜日に1回ずれております。体育の日ももともと10月10日だったのが、今10月の第2月曜日に1回ずれたという経過がございます。それから、11月23日の勤労感謝の日、これも昭和23年に祝日法が制定されていった議論の過程を洗って見ますと、一時ですね、この勤労感謝の日には10月17日とするという案もあったと。最終的には11月23日に落ち着いたわけですが、そういう議論の経過もあったと。そういうことに着目しますと、それであれば北海道においては、この今の3つの祝日をずらしてですね、まさにこのカレンダーにありますとおり、10月の第2月曜日を体育の日、このままにして、その2日後に敬老の日を持ってきて、さらにその2日後の金曜日に勤労感謝の日を持ってくると。こうしますと祝日法の規定によりましてですね、祝日に挟まれた日は自動的にお休みになるということに、オセロのようになってるものですから、これでいきますと、北海道は毎年10月の中旬にですね、必ず9連休になると。春のゴールデンウィークは何連休になるかはその年次第なんですけども、この方式でいきますと、この10月は毎年必ず9連休になると。そのことを前提にですね、北海道民の皆様に、北海道らしい生活あるいはいろんな商売の、これは種になるんじゃないかということをお考えいただくと、よろしいのではないかと。そういう発想で組み立ててみたものでございます。

なお、この分厚い参考資料の68ページになりますが、この祝日法を、全3条の短い法律でございまして、ご参考までに付けております。実際に改正するとすると、この祝日法の中にですね、どこかの部分に、ただし北海道については、北海道議会の、条例で定めた時はその例によるものとするということを一筆書いていただいて、道議会の条例でもってですね、実際にこの祝日を別な日にずらすという方式になるのではないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

それでは、この件に関して、ご意見、ご質問をいただきたいというふうに思います。

これは、前々回か何か、意見の交換を若干はしております、もともとシルバーウィークだったのが、ここでプラチナウィークとあって、変わってきたということ。そして経済的な効果うんぬんということも含めて、プラスよりマイナスのほうが多いのではないかとといったような意見も出ておったように記憶しております。それで、この扱い、答申の中に織り込むのか、織り込まないのか、そういうところを中心にご議論いただければというふうに思います。

○佐藤委員：

いいんじゃないでしょうかね。いいんじゃないでしょうかねというのも変ですが、悪くはないと思います。ただ、敬老の日を移すというのは、敬老の日というのは別にどこにあってもいいかなといった感じがしますので、いいんですけれども、勤労感謝の日を移すというのは何か理由付けが必要かなと。これやっぱあの日ですよ、あの日ですよというか、皇室行事に関連する日ですよ。それはどうでもいいんですけど、何かこの、農業が終わって、一区切りをつけようという、そういうところから来ているかと思うんですね。北海道の場合は、それは10月の中で終わってるというようなことがですね、あればですね、それなりに理由がつく、あるいはもう1週間遅らせたほうが終わってるというふうに言えるのか、その辺はよくわかりませんが、この週、例示では13日からの週になってますが、これだと体育の日を移さないのでもちよいと

ということなんでしょうけどもですね、何かその移す理由がしっかりとないと、難しいのかなというふうには思いますけども、でも、提案としてはいいんじゃないでしょうか。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

○出光地域主権局参事：

今の勤労感謝の日の、移す理由のところについてなんですけれども、昭和23年当時のこの祝日法が制定された立法趣旨、当時立法に関わった方が書いた本をちょっと参照いたしましたけれども、この勤労感謝の日につきましては、確かに新嘗祭という皇室行事にからんだ日が11月23日という日付なんですけれども、昭和23年当時という、まさに終戦直後の時代状況からいけば、むしろそういう宗教行事と切り離れた形で祝日を設定するというのが、この祝日法全体の立法の審議の過程でございました。

そうした時に、この勤労感謝の日、国民がそれぞれお互いに働いているわけで、その働いたことについてお互いに感謝し合って、収穫の喜びを分かち合おうと、そういう趣旨で勤労感謝の日が設定された。それでお互いの勤労に感謝するという意味では、5月1日のメーデーの日にやったらいいんじゃないかと、勤労感謝の日にしたらいいんじゃないかと、そういう説もあったようなんですけれども、それと同時に、10月17日というのがどうかという説もあったようなんですけれども、本州の感覚でいくと、10月17日は収穫を喜ぶ日としては早すぎるということで、最終的にまわりまわって11月23日に落ち着いたと。そういう立法過程があるということで、それは本州の感覚でいきますと、むしろ11月23日のほうが収穫を喜ぶ時期でいいのかも知れませんが、北海道ではもっと、1か月ぐらい早くてもいいのではないのかなと、そういう議論も成り立つのではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほかのご意見。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

9月と11月、例えば今年だと3連休ですよ。国民の祝日が日曜日にあたる時ははずらして、休みがずれていくわけですから3連休。この効果も実は、恐らく流通業とかだと、結構あるのかなと思うんですよ。だから、まとめるのはいいんですけど、そうすると9月と11月は週休2日でずっと働かなきゃいけないのかと。働く側からすると、ちょっと一服入りたいタイミングでもありますね。この辺はどういうふうに押し量ればいいのかと、正直言うと価値衡量に迷いますよね。

それと、期待される効果のところに、新たなイノベーションとあるんですけども、具体的にはどういうことがあるのか、私の想像力が貧困なんでしょうが、イメージができないんですね。という、感想で恐縮ですけど。

○井上会長：

はい、林委員。

○林委員：

私もこれは、アイデアとしては面白いと思うんですけども、ちょっと、例えば本店が東京で支店がある会社はどういうふうを考えるのかなとか、10月ってやっぱりその、1年の年度の下半期の始まりですよ、そこでいきなりこんなに休んじゃったら大変だと思う会社もあるだろうしというようなことで、私はちょっと道州制特区にはなじまないかなという気がしています。それで休みのことを言うと、それこそ特区に頼らず、例えば有給休暇のもっと消化をね、北海道の場合非常に低いということもありますから、違うところで新たな休み、余暇の充実ということを図ったほうがいいんじゃないかな。これは何か、他のちょっと、道州制特区の中では異質な感じがするせいもあるのかも知れませんが、私はあまりこれは賛成できないなというふうに思っています。

○井上会長：

宮田委員。

○宮田委員：

はい。ちょっと質問なんですけども、これ特区で出すのは、祝日を移動するということが特区なんですか。

○出光地域主権局参事：

はい。正確にいきますと、法律、祝日法を改正をして、実際の祝日のこの日にちをですね、道議会が独自に定められるようにする。日にちをずらせるように、道議会の条例で定めることができるようにする規定を、この法律の中に盛り込んでほしいと。そういう改正の提案ということになります。

○宮田委員：

道民の祝日を制定するのは法律が必要なんですか。

○出光地域主権局参事：

道民の祝日を北海道が独自にですね、制定するとすれば、それは法律は必要ないと思います。

○宮田委員：

僕はあまり休日を動かすというイメージがなかったものだから、僕も9月と11月の休日はほしいし。それにこんなに寄せちゃって、9連休も10月にしてもらっちゃ困るかなというか、仕事上、というのも具体的になってくるとちょっと見えてくるので、2つも休日を動かす必要があるのかなというのが1つありまして。1つぐらいはね、そういった意味で休日を、カレンダー変えなきゃいけなくなっちゃうしね、いろいろあるんですけども、だから国民の休日はそのままにして、1日だけ秋の休みをつけるとなると、それは特区でも何でもないということなんですよ。

○出光地域主権局参事：

国民の休日としてその日が設定されることで、官公庁をはじめ、学校もそうですけれども、全部その日は自動的に休み、強制的にといったらあれですけども、そういう祝日の効力というのはあると思います。

○宮田委員：

なるほど。そしたらこういうのはどうですか。国民の祝日1つを動かすことを規定できるようにしようというのを盛り込んでね、その日は、11月のほうの休日が減るじゃないかとなったら、そこは道民の休日にするんですよ。どうですか。何行ってるんだか…。

○井上会長：

後ろのほうはもうあまり意味のない議論のように思いますが、ちょっとこれ、先に結論をいきますとですね、アイデアとしていいんじゃないのということであろうとは思いますが、これは実は、どういう影響が、新たなイノベーションは具体的に何だということと同時にですね、具体的にどういう影響が道民一人一人の生活において出てくるのかというのが、これは簡単に推測することが極めて難しい。学校がどうなるんだとか、支店経済で、東京の本社はやってるのに俺らは休んでていいのかとかね、いろんな問題がどうやって出てくるのかというのはわからないので、これはとりあえずペンディングという形、どちらかというところのほうが大勢だったと思いますので、これはやっぱり流していくということで。

○佐藤委員：

私はね、こういうやつこそが道州制特区の提案だと思うんですよ。その、ちまちまとやれ道民が儲かるとか儲からないとかそういう話じゃなくて、何かこう、夢があるとかね、某学会でちまちましたものしか出さないとが言われちゃった腹いせで言うわけじゃないんですけど。こういうのは、ぱっとう、あれ、何か変なことやってるぞという感じですね、いかにも道州制特区を、北海道は何か面白そうなことやっとなるやんという、そういうふうになるのはこういうやつですね、さっきの航空がどうしたとか、土地利用はいいんですけど、そういうのはまあねとかいう感じなんだけど、これはすごくいかにも道州制特区という感じがしてですね、私なんかはこっちのほうにむしろうれしいとか、やったほうがいいんじゃないかなと。ただ確かにですね、じゃあ具体的にどうなるんだという話になると、これはむしろ、あえて言えば、北海道民の想像力とまさにここに書いてあるイノベーションの考え方が問われるわけでありまして、この委員会でもですね、道民意見とか市町村意見でこんなのやめろというのが出てくるかも知れない。それはわかるんですけどですね、何かこう、1つぐらいそういう、道民の反対でだめでしたみたいなものをあげてもいいんじゃないかなとか、なるかどうかわかりませんが、結構、こういうのはむしろ道州制特区だなというふうに、私なんかは思いますけどね。で、しかも法律を変え…。

○井上会長：

佐藤先生、主張はわかりました。

他に、これは第2次答申に取り込むべきだということは、佐藤先生以外にどなたおられますか。

○五十嵐副会長：

私はですね、ここの10月にこだわる必要はないと思っていて、祝日を動かす権利をここでもらうんだと。個人的にはですね、私は6月に祝日、5月のゴールデンウィークというのは、あまり北海道良くないので、6月でもいいかなとか、そういうことを考えるのが、道民の生活を考えるという意味であって、別にここの10月にこだわって出さ

なくてもいいという意見です。

○井上会長：

その他どうですか。

第2次答申出しますか。もう少し検討しますか。

出すにしてもですね、少しやっぱり道民の皆さん方の意見を聞いたほうが、私は当然いいと思うんですね。これはそれぞれの生活者という意味では、我々一人一人が生活者ですけれども、実際にこのあれはどうなるのか、あるいは東京に本社のある会社で自分はこちらで働いてるんだけどもとか、それぞれの業種があったり、いろんなことが想定されないままですね、ここで何も議論もしてないわけですから、そのところは以前にですね、経済的な効果うんぬんのところの話もありましたけれども、そのところも踏まえてですね、改めて議論をするということで、何度も、先ほどの航空のところもそうでしたけれども、ここで廃案にするというような、提案を廃案にするようなことを申し上げているわけではなくて、要するに第2次答申というところに織り込むか否かということで議論していただいておりますので、異なった意見もありましたけれども、私としては、これはペンディングという形で処理させていただきたいというふうに思います。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

時間が気になる中で、ちょっと蛇足気味ですけど、もともとさっき、冒頭でご説明があった、時、時差というようなキーワードがありました。それでこの、資料の2、個票に戻って見ると、19とか20とか、このあたりがそういうところなんだと思いますけど、それをちょっと、何かこう、あえてこう、ワープしたような、同じ時ですけどちょっと考え方が違うものを、視点を変えるために提示なさったのかなというふうにも思っていて、そういう意味では、時、時差を考えるのはとても大事だと思うのですが、多少ちまちましててもですね、今までそれをクリアできてなかったからここで議論してるわけで、そういうのが規制緩和だとか、道州制とか、特区とかの意味でもあると思うので、面白さの中にもやっぱりクリアしていかなきゃいけない規制とかいろいろあるんでしょうから、そういう観点でもう1回ね、議論をきちっとするために、背景の事情とか今後の予測とかをお見せいただけるとありがたいなというふうに思います。

○井上会長：

ありがとうございました。

そういうような形で、結論は第2次答申に織り込むということじゃなくて、継続的に審議をするというところに落ち着かせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか、先に進めて。

ちょっと休みましょう。これしかし、12時に終わらない。

何分休みますかね、5分休みますか。12時までという人おられますか。

はい、私もそうなんですけど。じゃあ12時までいきますか、このまま走って。

そうすると、地方自治というところで、ここの部分、全部というふうに説明がいくかどうかわかりませんが、先ほど、冒頭に言いましたように、案としてあげれそうなものから、重点的に説明をしていただきたいと思います。

○出光地域主権局参事：

はい。それでは地方自治関係でございます。資料1の表の上から順番にいきますと、まず⑦の広域中核市でございますが、今、参考人で来ていただこうと思っっている方を調整しておりますが、本当は今日を目指していたんですけども、ちょっと調整がつかなくて、何とか次回11月27日メドでどうだろうかということで、なお調整しておりますので、もう少しお時間をいただいて、その時に広域中核市の詳しいご説明をさせていただきたいと存じます。

それから⑧の地方自治法規密度、大変いかめしいタイトルではありますが、要するにこの法規密度の緩和ということが、分権改革の中で議論になっておりまして、法律で何でもかんでも細かく決めるんじゃないくて、法律の規定というのはある程度概括的な規定にしておいてもらって、細かいことは各自治体の条例で独自の定めをできるようにしてもらったらいんじゃないかと。そうする中で、地方自治法の規定自体も結構細かく定めている点を、もっと北海道の独自の条例で規定できるようにさせてもらったらいんじゃないかという発想でございまして、ただ、自治法全部をですね、一気に変えとなると、これは道州制特区を通り越して道州制そのものになりますので、自治法のどこかのパートを選んでですね、少しそこをモデル的にやってみてはどうかということまで、今検討してますけども、じゃあどのパートをといるところでまだちょっと検討が詰まっておりませんので、これももうちょっとお時間をいただきたいと思います。

それから⑨の町内会事業法人制度、前々回でもご議論がございまして、例えばNPOでもいろいろそういう事業はできるんじゃないか、あるいは町内会にもっと若者を取り込まないと意味がないんじゃないかと、そういう議論もあったと承知しております。一方で9月には町内会連合会のほうに、この町内会事業法人制度の企画段階で、こんなことを検討してるんですけどもということ、リサーチをしてみまして、町内会連合会のほうで9月から10月にかけての各道内のブロック会議で、こういうことを今道のほうでも検討しているということでご紹介いただいたところ、各地の会議で大変この町内会事業法人制度に期待をするという声が寄せられているということで、これはもし今後審議のお時間に余裕があれば、町内会関係の方に参考人として来ていただいてですね、1回お話を聞いていただいて、ご議論していただければどうかと、事務局としては思っているところでございます。今日若干、町内会事業法人制度の資料も用意しておりますけれども、具体のご説明と議論はその時、参考人をもし呼んだとしたらその時がいいのではないかと考えておりまして、今日は省かせていただきたいと思います。

それから⑩の緊急自動車でございます。これは救急車などの緊急車両の要件を緩和していったらどうかということで、これも今、道警本部を含めまして庁内調整をしているところでございまして、緊急車両の要件を現実的にどの範囲まで緩和可能だろうか、その辺の見極めがまだちょっとつかないところで、申し訳ございませんけれども、これももうちょっとお時間をいただきたいと思います。

それで、今日の時点で資料等が整っているのが、この176番、都市再生緊急整備地域の指定については、資料が用意できておりますので、これについて、詳しくご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○田中地域主権局参事：

それでは、資料2の最後の6ページをめくっていただければと思います。

前回の検討委員会におきまして、福士先生のほうから、一度道州制特区によらなくても対応できるとして、都市再生緊急整備地域の指定というものを整理しておったんですが、この権限はもらうことができないんだろうかという問題意識が出されました。それ

で、当初私ども、三位一体改革における補助金改革の一環として、まちづくり交付金というのが整理されておるんだということで、理由にしておったわけですが、そのご指摘を踏まえまして、今回改めまして、特区提案として検討すべきものという形でメリット、デメリットを整理いたしました。

それでその6ページについて、ご説明させていただきます。

事実関係の整理でございます。与党3党、平成13年、緊急経済対策をきっかけとしまして、21世紀型プロジェクトを積極的に推進するというので、政府の緊急経済対策におきまして、都市再生本部というのが内閣に置かれました。それで14年6月、都市再生特別措置法ができて、閣議決定として基本方針が策定されていると。大きく2つに分かれまして、都市再生緊急整備地域と都市再生整備地域という形で、2つの構成になっております。

都市再生緊急整備地域の指定につきましては、国、いわゆる都市再生本部、総理を頭としておりますが、行うとされております。また、申し出に対する具体的な手続規定等はありませんが、本部への相談はだいたい2か月ぐらい前までと。それで現在札幌で2地区が指定されてございます。あとそれにつきましては、総理、都市再生本部が持っている権限を移譲してもらうということが手法として考えられます。それでその場合のメリット。札幌で2件整備されておりまして、あとその後提案が具体的に、事案がございません。ということでなかなか現行制度の具体的な課題、なかなか判断が難しいということでございます。あとデメリットといたしましては、我が国の経済の牽引役となる大都市圏が地盤沈下しておると。それで、こういったものを国家プロジェクトとして、官民、国・地方一体となった取組が必要であるということで、かなり規模のでかいプロジェクトが想定されておるということでございます。

一方、都市再生整備地域、②でございます。法46条、市町村が都市再生に必要な計画をつくると。これ都市再生整備計画。それでこれに基づきまして、国交省令で定めるところにより、交付金の交付ができると法律上されておりまして、平成6年度において、かつての統合補助金が、この16年予算において、まちづくり交付金と、いわゆる三位一体改革の中でこのような形に変貌したということで、こちらの移譲がどうなんだろうかという点でございますが、メリットといたしましては、これ今、枠だいたい2,400億ぐらい全国ベースであるんですけども、北海道ではこれまでの市町村の事業要望に対して、少なくとも交付待ちというんでしょうか、順番待ちはないと。市町村から来ている需要は満たされておりますと、いう形でございます。これは、現状として不都合がないという点が1つございます。一方デメリットといたしまして、例えばまちづくり交付金について、枠配分というんでしょうか、実績とは別に例えば何らかの指標で配分ができないかと考えた時に、北海道だけが一括配分を受けて自由に執行するということになってしまうと、他の県からひっぺがして北海道に持ってくるということで、税とかと同じ議論なんですけど、国民的な理解、他県の理解が得られるかどうかという問題があるという点でございます。それで現実には、都市再生交付金につきましては、負担率が10分の4になってまして、開発公共とかで行っております補助事業に比べると、交付率が低いものですから、市町村としてはやはり開発公共のほうにシフトしていったるのではないかと考えてございます。

それですみません、ちょっと時間がない中で恐縮でございますが、資料4、71ページ。ちょっと概要だけさらっといきますと、一応71ページのほうには、都市再生本部の資料。72ページにおきましては、いわゆる都市再生緊急整備地域に関する都市計画がいろいろ、提案制度がとれるとか、金融支援があるとか、いわゆる官民一環となった大規模国家プロジェクトというようなイメージでございまして、この権限がということ

になると、なかなかこう財源的な面も考えますと、大きなプロジェクトかなと思っております。

それで、都市再生本部の活動の関係、いろいろプロジェクトとかございますけれども、今、文科省の建て替えやっていますけれども、ああいうでかい工事とか、ああいうのもこれでやってるようで、民主導になって、金融関係の優遇措置を入れるといったようなイメージです。

それで74ページが、ちなみに最初の時に、特区提案によらなくても対応可能といたしました、まちづくり交付金の創設ということで、補助金改革の一応優等生と言われておりまして、その整理をしております。

一方、75ページにつきましては、全国市長会におけます、まちづくり交付金を使い勝手はよくなったけれども、まだそれぞれのもともとの補助要件を受けるという点が2県ほど出ておりましたので、参考までにご照会いたします。

あとは都市再生本部の基本方針をつけ、その後78ページには、法律、政令、施行規則の3段表というんでしょうか、参考までにつけさせていただきました。

ということで、メリデメの形で今回始めてご説明するという形でございます。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

ではですね、今の事務局の説明を受けて、ご意見、ご質問があったらお出しいただきたいと思いますが、ここは資料3の中には入っておりませんが、このところの骨子になるというのは、今の資料の2の実現するために考えられる手法というところ、要するに整理されて、国に対する提案という形になる。

○田中地域主権局参事：

いろいろ今、緊急整備地域につきまして、かなりプロジェクトがでかいということが1つ。それとまた、まちづくり交付金につきまして、いわゆる単なる税財政の優遇措置的な面もあり得るのかなということで、ちょっと庁内でもいろいろ議論しております。それで今回は、客観的な面から見たときのメリット、デメリットというのを、この6ページ、資料2の6ページで一応出させていただいたという状況で、あとはまた例えば、今後のあり方も含めての点で、まだその1枚ものとかそこまで至っておらないという状況でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

委員の先生方のほうから、ご意見、ご質問をお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

ご発言がないと動かしようがないのですが、どういうふうに解釈すればよろしいでしょうか。いずれにしても、今、資料の2を中心に、そしてプラス資料の4かな、に言及されながら整理していただいたんだと思うんですが、もともと今日ご欠席の福士先生からご提案のあった部分等ですね。それで、議論が進まないという部分あるいはこれ以上動かしにくいのかなと思うのは、やっぱり資料の3のところにあるような形でのポンチ

絵というものが、あればもう少し議論は闊達に行われるんじゃないかと思うんですが、それが無いので、今の段階でご意見等々あれば、お出しいただきたいと思うんです。

要するに今の段階では、これを第2次答申に織り込む織り込まないということは、ちょっと判断できないねというのが、先生方から発言がないということの表れと受け取ってよろしいのでしょうか。

○五十嵐副会長：

福士先生からご提案があったのは、まちづくり交付金になったとしても、この都市再生整備地域の指定を知事権限にするのはどうだろうかというご発言でしたよね。

○田中地域主権局参事：

もともとの道民提案が、都市再生緊急整備地域の指定でございまして、都市再生整備地域につきましては、市町村がつけることができることになってございまして、法47条でそれを作った場合、作って国交省に提出をすれば、まちづくり交付金の対象になるという点がございまして、指定権限の議論が非常に大規模プロジェクトであるという反面、交付金のほうが国の関与というよりは、その交付金の配分自体の議論という点で、今、そういう問題点かと思っておりました。

○五十嵐副会長：

ちょっと福士先生がいないので、何ともあれなんですけれども、今の段階で道民の立場からという視点で考えると、今これを出してすぐ通るといふようなことであれば、それがその例えば、交付金という形での配分の問題であればですね、知事じゃなくても、このままでもいいのかなという感じがして聞いておりましたが、その論点がまだちょっと曖昧なので、やっぱりもう少し、先生も含めて、論点が何で、これがこうですよということをお示しいただかないと、今の段階では多分議論ができないのかなと思いました。

○井上会長：

では、次回にここの部分を継続的に審議するというので、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

3時間ここでやっていると、頭がぼーっとして。申し訳ありません。もう最後のひとふんばり。

本日も議論いただいた部分というのを、簡単に資料1に基づいて振り返りますと、前回の第2次答申に向けて、提案を整理するというところに、今日あるいは前回あるいは次回の委員会の趣旨というものはあるわけですが、前回、これは関連提案として書いてあるところの、①、②、④というところは、答申に織り込んでいこうというところの結論でした。それで今日ここについては、出てませんけれども、次回ですね、その点について、きちんとした形での答申案というものが出てくれば、それに基づいて議論あるいは検証をするという手続きに入らせていただきたいと思います。

それで、今日行われた部分というのは、そして○、×と言っておきますかね、③については、これは答申の中に織り込んでいく方向で、①とか②とか④と同じような扱いをする。それで53のところにある、⑤の地域限定通訳案内士、これも答申案に織り込む方向で進めていく。民宿・ファームインうんぬんのところは、これはとりあえず先送り

という形にする。それで56番、特定免税店制度というところ。これは関連提案入っておりませんが、これも一応事務局において検討して、資料というか、できるだけ案に近い形で出していただいて、検討するということ。ずっと下のほうにいきまして75。これは先生方のご意見は、これは第2次答申にはということではネガティブなご発言が多かったというふうに、私は理解しております。ただ、事務局のほうで、諸般の事情を考えてですね、改めてもう少し他の要素も入れて、多様な形で条件を考えながら検討していただきたいという要望がございましたので、それは時期が明示されておりましたが、今後はということでは、お出しただけであれば、議論はするという形で受け止めております。それで、両かっこの92。これは時差の導入あるいは⑥プラチナウィーク（仮称）になってますが、これは一部ですね、延々と議論が続いたものですから、途中で委員の発言を遮るということで、本来であればそうすべきでないところで、遮ってしまいましたけれども、私自身は、これはご異論があったらいつでもおっしゃっていただきたいと思いますが、やはり、道民の反対があってもやるんだという姿勢はですね、私はこれは絶対にとるべきではない、道民の反対があるんだとしたら、反対があるのですよね、説得して、そして理解をしてもらうということで、反対が下がるというようなところにおいてしか、私もこの委員会ですね、委員会の委員のあり方というのは、これは様々に考え方があっていいと思いますが、私自身は極力そういう努力をした上でということ運びたい。それで、道はこれからおやりになるのかどうかかわからないけれども、少なくとも年に2回ぐらいおやりになったと思うんですね、私は新長計のほうもやっておりますのであれなんです、道民の意見聴取というようなことのもあるはずだと思うので、それと同時に、やはり時差の導入というのがこれに化けてしまっているんですけど、時差の部分もですね、そういう時のアンケート調査か何かでやっていただいて、その上で、そうすると道民の多くの方々の賛成・反対ということが明らかになって、その基礎の上に我々は国とたたかうロジックを組み立てていくべきだ。これは是非、若干会長のポジションをちらつかせながらですが、ここの部分はどうしてもやっぱり、道民の反対を押し切ってしまうということは、私はやっぱりやるべきではないというふうに理解をしている。

それで地方自治のところ、ここのところについてはですね、時間の関係もあって、事務局のほうから大まかな流れの説明がありました。医療のところから残している緊急自動車のところは、なるべくだったらやっていきたいなというふうには思っていますが、これは十分な整理が行われていないということで、突っ込んだ議論ができなかった。そしてその上の⑦、⑧、⑨、これはですね、何とか扱っていきたい。ただこれは、参考人を呼ぶというところが、これ⑦は前回も提案して、そういう方向でいこうというふうになった。そういうこともあるなというのは⑨の町内会でもあった。それで、そこまで考えてくると⑧の地方自治法規律密度というふうなところについてもですね、これは地方の方々の意見も併せて聞く必要があるのかなというふうには思っている。ただこれを全部です、恐らくもう1回しかないわけですから、そこでやるわけにいかない。ただ、何らかの工夫をしてですね、更に1本でもあげたい。そういう意味では176というのは、福士先生おられなかったけれども、やっぱりここもまとめていくということも、必要なかなというふうには考えております。ただこれは皆さん方がお決めになることですが、ここもやっていく。そういうふうにしなないと、観光1本だけでは苦しいね、地方自治ゼロでは何だという話にやっぱり我々なるので、極力あげていくということで、やっていただきたいというふうに思います。

いろんな意見が出ましたので、事務局のほうではですね、短い期間にいろんな部分を整理して、資料としてまとめるということは、本当に大変な作業だと思いますけれども、

今日の議論のですね、熱意をご理解いただいでですね、是非提案としてあげていくような形に具体的に近いところで、ご提案いただければありがたいなというふうに思っております。そういうことでよろしゅうございますか。

それでですね、実は議題をやってないのがあるんです。これはもう次回で勘弁してくれませんか。道州制特区推進法に基づく新たな提案（骨子）に関する募集結果。

○田中地域主権局参事：

資料5、資料として入れまして、大変市町村からも励ましの言葉をいただいたので、後ほど見ていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○井上会長：

励ましか叱責か人それぞれ取り方だと思いますが、真摯に受け止める必要が我々にはあるわけで、これはやっぱり入れておくから読んどけということではなくて、やっぱりやっていかないと、我々は道民の皆さん方を代表して来ているわけですから、そのところは大事にしたい。そのところ発言録、取り消したほうがいいんじゃないですか。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。次回説明いたします。すみません。

○井上会長：

そういうことでお願ひしたいと思います。

それで参考人については、もうここで議論するあれがありませんので、少し、何が重要で、何が可能性として答申に織り込めるのかというところ、これを最優先にしてですね、参考人招致なりしていただいたほうがいい。これはね、やっぱり道民の皆さんに感心を持ってもらうということで、観光だとか、これはサミットにあわせて観光だとかいうことをやってるわけですが、それと同時に環境だとかあと観光ですね、やってるんですが、やっぱり地方自治というところでは、いろいろ難しい問題が多分あるんだと思うんですね。市町村会とかね、いうふうに入れてくると、下手なこと言えないというようなことも出てきますので。ただ、町内会あたりのところでもね、あれだったらやっぱり呼んできていただいて、一緒に考えるという姿勢をね、可能な限りですね、入れておきたいと思います。事務局には申し訳ないけれども、ご尽力いただきたい。

それで次回のことというのは、私が言うのでしょうか。27日。これね、場合によっちゃあね、12月1回やらないと答申にいかないと思います。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。次回、11月27日の予定であれば、6名の委員の先生が可能ということで、できれば11月27日火曜日、9時半から開催させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(各委員間で日程調整)

○井上会長：

ここは朝9時からですか。

(田中地域主権局参事～今度は9時半開会です。)

9時半。もうその9時半にしたら、確実にあと1回プラスでやらなきゃ回っていかないと。いや、9時にやったって無理だと思うな、多分その辺りは。我々は責任をもって答申しなきゃいけないわけだから、最大限の努力をしたということはやっぱり大事なわけで、皆さんお忙しいところ申し訳ないけれども、それで含みを持たせて、12月の当初のあたりのところで…。

(再度、各委員間で日程調整)

土曜日か日曜日か何か休みの時に、朝から晩までやれば終わるじゃないかというような意見もあった。だからその辺りの組み方は、27日はやることにして、それ以降はちょっと考えてあげたいと、よろしく願いいたします。

(再度、各委員間で日程調整)

○田中地域主権局参事：

差し支えなければ9時15分で。

○井上会長：

わかりました。9時15分にしましょう。

それでよろしいですか。

よろしく願いします。

長時間にわたってご苦勞様でした。